【No.8】当事業年度終了の時における資本 令和3年4月1日以後開始事業年度等分 金の額若しくは出資金の額が1億円超の 単体法人用 法人又は一若しくは完全支配関係のある 【No.1】電子申告義務があ 複数の大法人(資本金の額又は出資金の額 る法人(当事業年度開始の 表 が5億円以上の法人等)に発行済株式等の (構定の医療法 。)、一般社団法 なし公並法人等 法人区分 記以外の公益法 、協同組合等义 完 の 原 幹 注 時における資本金の額又 全部を保有されている法人等であるにも 各事業年 は出資金の額が1億円を 事業種目 かかわらず、年800万円以下の所得につい 超える法人、相互会社、投 非中小法。 鹶 て、軽減税率を適用していませんか。 司上が1億円以下の草通法人のうち▲小法人に該当しないも 資法人及び特定目的会社) 度 また、適用除外事業者(当事業年度開始 特於 定礼 同族会社 同非区分 非同族会社 の場合、法人税及び地方法 ô の日前3年以内に終了した各事業年度の 所 人税の申告書並びにこれ IH納税地及び 所得金額の年平均額が15億円を超える法 らの申告書に添付すべき 旧法人名等 人等) であるにもかかわらず、年800万円以 理 係 ものとされている書類の 下の所得について、措法上の軽減税率 申 全てを電子申告により提 添付書類 (15%) を適用していませんか。 出しようとしていますか。 申告書 **翌年以降** 申告書 **左付安台** 日 事業年度分の法人税 年 宗 適用額明細書 行 内国 # 課税事業年度分の地方法人税 法 令和 年 【No.2】法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。 人 の ① 貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。) 所得金額又は欠損金額 1 分 (別表四「48の①」) ② 株主資本等変動計算書等(株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は 人 (53) + (54) + (55) 額 2 損益金の処分表) 令 法人税額の特別控除額 3 ③ 勘定科目内訳明細書 差 引 法 人 ④ 会社事業概況書(完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含み 税 額 4 四 ます。) 連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額 5 由 ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し(組織再編成が行われた場合) 以 告 利課税土地譲渡利益金額 6 (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書(組織再編成が行われた場合) 後終了事 同上に対する税額 適用額明細書(法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの 等の適用を受ける場合)(租特透明化法第3条) 留課稅留保金額 8 業年 保 同上に対する税額 9 る -度等 所得税額等の還付金額 25 「 金 の中 法 【No.3】 当事業年度に適用され 0 0 中間納付 分 る別表を使用していますか。 よる還付 欠損金の繰戻し (4) +税 【No.6】15 欄及び 43 欄 よる還付請求税額 分配時重整(に係る指除 (別忠士)(6) 額 に、中間申告分の税額 仮装経理 lのl (25) + (26) + (27)を正しく記載していま 额 この申告前の所得金額又は欠損金額 計 $|_{29}$ 拟 すか。 (10) - (11) 筲 この 申告により納付 すべき法人税額又は 減少する歳付請求税額 30 0 0 0 (10) - (11) - (12) - (13)欠損金又は災害損失金等の当期控除額 115 中間申告分 31 0 | 0 の場合はその 16 0 0 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 32 得の金額に よる法人税額 課税 所対 この申告による還付金額 33 45 税額 (43) - (42)標の 課 売留保金額に 対する法人税額 【No.7】地方法人税額の 34 所得の金額に対する法人税額 46 法計 課税標準法人税額 35 計算につき、別表一次葉 の告 曲 人算 課税留保金額に 対する法人税額 申 中で 47 の56欄~59欄により計算 人 税 額 36 告 告 地方法 告あ 前 課税標準法人税額 していますか。 48 0 0 0 がる 。 る地方法人税額 37 0 課税留保金額に 修場 11 11 11 この申告により納付 すべき地方法人税額 49 0 0 正合 法人税额38 所得地方 る 剰余金・利益の配 (剰余金の分配)の金 地 ・配時調整外国税相当 係る控除対象所得 額及び外国関係会社等 2額等相当額の推除額 残余財産の最 後の分配又は 決算確定の日 の控除額40 外国税額 【No.7】40欄の金額は、別 表六(二)の50欄の金額と 郵便局名等 仮裝経理に基<mark>づく過大中告の</mark> 更正に伴う控<mark>除地方法人税額</mark> 選す 銀 行 本店·支店 稅 41 付る 一致していますか。 金庫·組合 出票所 預金 差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41) を金 42 農協·漁協 本所·支所 融

けよう関

るう関 番号 と等 ※彩

※税務署処理欄

0 0

 $0 \parallel 0$

計

中間申告分の地方法人和額 43

44

税 理 士 署 名

ゆうちょ銀行の

車. 業 法人名 表 年度等 次 葉 法 人 稅 額 ത 算 令 (1)のうち中小法人等の年800万円相当 額以下の金額 兀 (50) の 15 % 又 は 19 % 相 当 額 | 53 50 ((1)と800万円×₁₂のうち少ない金額) 以 (1)のうち特例税率の適用がある協同 後 終 【No.8】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは 了 完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等 事 業 の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適 年 用していませんか。また、適用除外事業者(当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所 -度等 得金額の年平均額が15億円を超える法人等)であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、 措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。 分 抽 方 法 人 稅 額 計 算 所得の金額に対する法人税額 (56) \mathcal{O} 10.3 % 相 当 額 58 (33)課税留保金額に対する法人税額 (57) 半 000 Ø 10.3 % 相 額 59 (34)この申告が修正申告である場合の計算 【№.3】当事業年度に適用 される別表を使用してい 所得の金額に対 【No.7】地方法人税額の計算につき、56欄~59欄 ますか。 法 人 税 により計算していますか。 法 こ 課税留保金額に対する 課税土地譲渡利益金額 61 69 方 税 0 人 \mathcal{O} 申 法 課税標準法人税額 額 62 000 課 税 留 保 金 申 (68) + (69)告 Y 税 前 確 定 地 方 法 人 税 額 71 法 税 税 額 63 額の 額 前 外 中 還 付 金 額 64 間 還 付 額 72 0 0 0 この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額((16)-(63)若しくは(16)+(64) 計 欠損金の繰戻しによる 65 00 73 付 金 計 又は((64)-(28)) の申告により納付すべき 地 方 法 人 税 額 ((44)-(71))若しくは((44)+(72)+(73)) 又は(((72)-(45))+((73)-(45の外書))) 欠損金又は災害損失金等 00 \mathcal{O} の当期控除額 算 申 告 翌期へ繰り越す欠損金 前 又は災害損失金

	Ē	司族会社等の判定に関する明細書	事業なります。	車結			•	法人名				月 才 二
同族	式 <i>0</i> (19) 株 元	末 現 在 の 発 行 済 株 1 内 の 総数 又 は 出 資 の 総額 2 と (21) の 上 位 3 順 位 の 2 式 数 又 は 出 資 の 金 額 ご 数 又 は 出 資 の 金 額	%	特定	(21)の上 出 株式	資	る別	3】当事業 表を使用し . る 判 定	てい		_	% - - -
会	期 末(20)	(2) (1) に現在の議決権の総数 4 と(22) の上位 3 順位の		同族会	議決	権 の	数 に 	議決権の数よる判定	14			2
社		決権の数による判析 【No.11】貸借対け 己株式数を1欄 12欄において分 117欄が50%超で、当事業年度終了の時	の内書(母から	に記除い	載し、て割合	そのi を算	記載した出して	た数を3#	闌及ひ			
は 金 済	一若 の額 株式	金の額若しくは出資金の額が1億円超の しくは完全支配関係のある複数の大法。 又は出資金の額が5億円以上の法人等) 等の全部を保有されている場合等におい 一)を作成していますか。	人(資ス に発行	本 亍	((12), (14)			判 定 割 合 最も高い割合 果	U	特 定 同		
	(位)	判定基準となる			の 株	被求	k 式 {	<u>数 又 は</u> 社でない			:額等	
	議決権数			との	株主等 続柄	出資	人 杉 数又は の金額 19	k 主 等 議決権の数 20		式数又は 資の金額 21	議決権の 22	
				本								
		【No.9】21欄又は22欄に記載すべきも 【No.9】同一の株主グループに含めて							-	してい	ませんか	١٦٥

表

 \equiv (-)

令

匹•

以

後

終了

事

業年度

Д

差 引 ((34)から(38)までの計)
欠損金又は災害損失金等の当期控除額
(別表七(-)「4の計)+ (別長七(二)「9」若しくは「2」(又は別表七(三)「10」))
総 計

総 計 (39)+(40)
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表+(三)[43])
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表+二(十四)[10])
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表+二(十四)[43の計])

関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の負金

^{第人領又は特別勝定取勝額の益公第人額(別表+(六) [4]-[1])} 残余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額

又 は 欠

積立額の損金算人額(別表十二(十)

·)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)

損 金

【No.107】加減算項目中、消費税法上課税取引と

【No.20】別表五 $(\Box) \oslash 5, 10, 15$ 及び24~29の⑤ 欄でプラス表示 している金額を 2欄、3欄及び5 欄で加算してい

ますか。

2

3

4

5

7

11

12

16

20

21

22

23

24 Δ

25

33

35

37

38

39

41 42

44 Δ

46

48

Δ

40 🛆

額 8

 \bigcirc 9

過 額 6

算 入 額

計

【No.14】1 ③欄の配当の額は、株 主資本等変動計算書等記載の剰 余金の配当等の額と一致してい ますか。

> 円配 当

【No.3】当事業年度に適用さ れる別表を使用しています か。

その他

【No.94】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する 使用人職務分を除きます。) の額のうち、定期同額給与、 事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当 しないものの額を加算していますか。

【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示 している事業税の額を13欄等で減算していますか。

【No.21】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス 表示している環付法人税等又は環付所得税等(いずれ も還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上し ているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証 券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額 について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたも のを減算していますか。

【No.23】別表五(二)の「その他」の③欄に表示してい る充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理に より納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を 減算していますか。

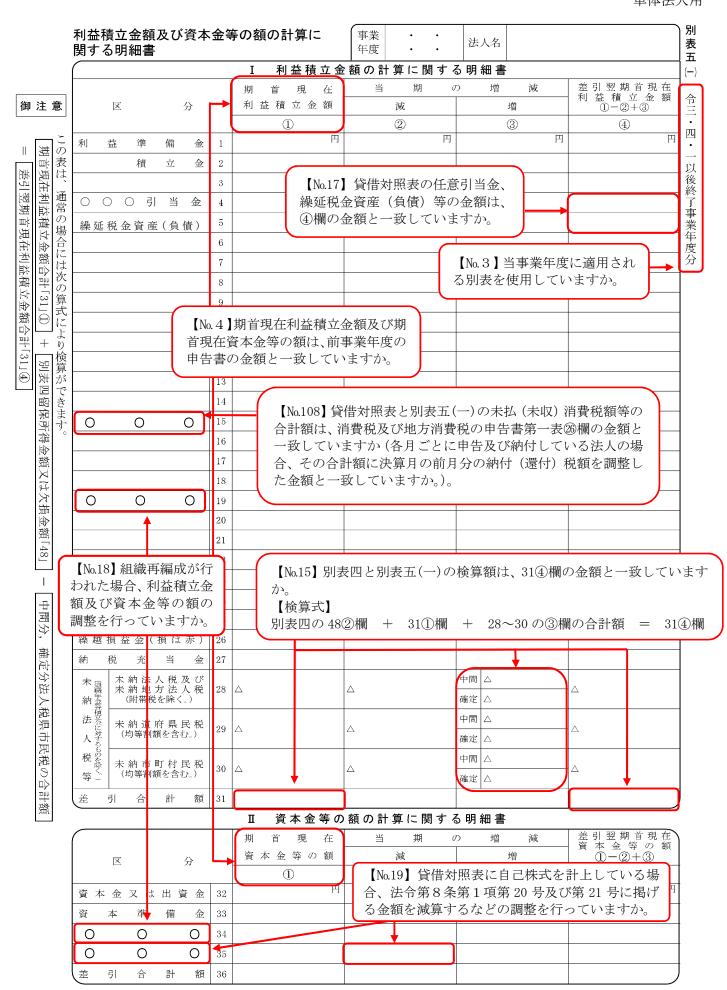
【No.22】別表五(二)の 19 の③欄及び④欄でマイナス表示 している還付事業税の額を加算していますか。

その他

【No.91】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等 の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算 入されない金額を加算していますか。

【No.97】 損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額 を加算していますか。

> Λ Δ Δ * \triangle 外※



所征	得税額の控除	に関する明細書		事業年度		法人名		別表六
	区	分	収	入金	20 H	①について課 所 得 税) うち控除を受ける
及び	公社債等運用投資信託 -) の収益の分配並び	合同運用信託、公社債投資信 (特定公社債等運用投資信託 に特定公社債等運用投資信託の に特定公社債等運用投資信託の と債的受益権に係る剰余金の間	£を 1	①	H	(2)	円	③ 一 円 匹 ・
剰余益を	☆金の配当(特定 な権及び特定目的 のを除く。)、	「頃的文益権に係る利宗並の日 公社債等運用投資信託 信託の社ら、剰余金の 利益の配当、剰余金の (みなし配当等を除く。	の 係 。				 当事業年度に を使用している	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
集団び公]投資信託(合同運 公社債等運用投資信	正用信託、公社債投資信託 託(特定公社債等運用投除く。)の収益の分	·資 3			077720		・
割	【No.25】復り 合、所得税額 ていますか。	興特別所得税額につ 質とみなされる復興	いて所得税額 特別所得税額	質を所得税	額に含め	て記載し —		一
そ	た分配時調整 当額について	団投資信託の収益の 整外国税相当額を記 C税額控除制度の適	載していませ	せんか(分	配時調整	外国税相 _		
剰余	していますた していますた (特定公社債等	運用投資信託収受益権及び特定目的	がに かんしん (特別)	に係るものを除く	。)、利益の配当	4、剰余金の分配及び金	銭の分配(みなし配当等	を除く。)、集団投資信託
個		資信託及び公社債等運用投資信託 収入金額	○ 特定公社債券連用○ 有 税 額	配 当	等 の (9	のうち元本	所有期間割	合控除を受ける
別	銘	7	8	計算		10	(10) (9) (小数点以下3 (位未満切上げ 11	12
法に		円		円	月	月		
よ								
る								
場合								
銘柄	銘	収入金額 所	得 税 額 期	当等の計算 末の所有	配当等の期前の別	所有 /2 2 人は 1	[2] 月月九年前日	
别	野 11	13	14	本数等	元 本 数	場合 17		19
簡便		円	М					H
法に	Ty. 6	OC 10 HB T 7 % 10 HB	~====++#1	・レフレ)	ハコダナ	悪しないよの) //=1/25 z
よる		26】12 欄及び 19 欄 ていませんか。	で所有期間に	こよるめん	/分計昇を	要しないもの	について、め	かん分計算を
場合	(例)	・公社債及び預貯・合同運用信託、		言託及びん	〉計倩筌運	i 田投資信託	(特定公社債等)	
		信託を除きます	。) の収益の	分配	,		,,,,,	
	 払 者 (・特定公社債等運 の配当	用投資信託(// 文金権が	ない特定日	的信託の往復	貫的安金権に依	ドる刺宗金 <u> </u>
又	は法	・資本剰余金の減	少に伴う剰会	余金の配当	4、分割型	!分割による乗	制余金の配当、	株式分配
			•					
			•					
			•	•				
			•	•				
		計						

内	— — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			は、税引後の金額としていますか。 こ係る計算の明細を記載した書類を添付してい
	I 法人税に保ます	すか。		
当	期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」) 1	円		区 分 国外所得対応分 ① の う ち 正 ②
当	当期の法人税額 (別表ー「4」ー別表六(五の:)「5の③」ー別表十七(三の六)「I」) (マイナスの場合は0)		そ 当 当	の他の国外源泉所得に係る 期利益又は当期欠損の額 【No. 3 】当事業年
#11	所		期	##付した控除対象外国法人税額 22 度に適用される別 表を使用していま
期	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		の	交際費等の損金不算入額 23 すか。
の	期 17000000000000000000000000000000000000		そ	貸倒引当金の戻入額 24
法	の他の国外源泉所得とに区分	して計	がの	【No.32】国外所得金額の計算において、別表
	所 算していますか。 【No.28】国外事業所等帰属所得	の計質		四の加減算額を調整していますか。
人	得に当たっては、別表六(二)付表		他	(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰
税	金 組 作成していますか。		の	余金の配当等の益金不算入額、別表十七 (三の二)の特定外国関係会社又は対象
_	額 (3) + (4) + (5) - (6) - (7)		国	外国関係会社に係る課税対象金額(本店
の	(マイナスの場合は0)		外ൃ	所在地国、支店所在地国等において外国
控	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 9 (別表六(二)付表一「25」)		算 源	法人税を課されないものを除きます。)
 除	期 その他の国外源泉所得に係る所得の金額 10		泉	01
	Ø (43 Ø U)		所	31
限	調 (9) + (10) (マイナスの場合は 0) 11 整		得	小 計 32
度	非 課 税 国 外 所 得 の 金 額 ((43の②) +別表六(二)付表一[26」) 12 (マイナスの場合は 0)		に	貸倒引当金の繰入額 33
額	外 ————————————————————————————————————		係	\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc
の	(マイナスの場合は0)		る	35
	金 (8) × 90% 【No.30】12欄 け 国外事業		所	36
ПП	額	- '-	得	【No.31】国外事業所等帰属所得及びその他の
算	法 人 税 の 控 除 P の国外源泉 (2) × (15) とに計算し		の	国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子 の配賦計算をしていますか。
М	税所得分の	合計額	金	39
期に	((1) と(16) のうち少ない は0) を記載		額	
控除で	法第69条第2項により控除て (別表六(三)「30の② ますか。	x C C V	の	10
きる	注第60条第9頃にトリが陸できる全類		計	41
金額の	(別表六(三)「34の②」) 19		算	小 計 12
計算	当 期 に 控 除 で き る 金 額 (17) + (18) + (19) 20			(21) + (32) - (42) 43
_	Ⅱ 地方法人税に係			の控除に関する明細書
当	期の控除対象外国法人税額(1)44	円	地方法人類	: 税 標 準 法 人 税 額 (別表一「4」) 47 000
_			親地の(47)×10.3%-(((別表六(五の二)「5の③」)+(別表 七(三 48
法	人 税 の 控 除 限 度 額 (16)		算	T) [1])-((7))と0のうち参い金額) T 法 人 税 【No. 7】50欄の金額は、別表一の 40欄の金額と一致していますか。
عبد				(48) (8) (8)
走 	引控除対象外国法人税額 (44)-(45) 46			国 税 額 の 控 除 額 16)と(49)のうち少ない金額)

別表六⑴付表一

令 三 ・

兀

一以後終了事業年度又は連結事業年度分

		事業所 5明細		所得に	係る所	得の金	含額	事業年度 又は連結 事業年度 : 法人名 ()
国外事	名		_					じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外 の国外源泉所得とに区分して計算していますか。
事業所	玉	名	人	1J.	匹 喫	· 10	2	
等	所			在		地	3	
名称等	主		<u></u> た	る	事	業	4	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。
		区			<u> </u>	l		国外所得対応分①のうち非課税所得分国外所得対応分③のうち非課税所得分
国	外:	事 業	所等:	帰属別	斤得に	係る		① ② ③ ④ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
					大損 欠損 益又は損			【No.29】 5 欄の金額は、祝り後の金額としていますが。 【No.29】 5 欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を 添付していますか。
					法人税额		7	
	交	際費	等の	損金	不 算	入額	8	
加	貸	倒	引 当	金の) 戻 。	入額	9	
		する負	負債の系	引子の打	るべき資 員金 不算 二「16」	章 入 額	10	
							11	
	•							【No.32】国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整 していますか。
算							13	
异							14	
		/	`		計		15	
	貸	倒	引当	金の	》繰 🍃	入額	16	
減		(別:	表六(二)付表二	リ子の損金 二「20」)	17	
		資 収		益 金	習過額↓ 不 算 「29」)		18	
							19	
)		0		0	20	【No.31】国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごと に、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。
							21	
算							22	
		/,	``		計		23	
		仮	(5) + (1)	5) — (23	計 3)		24	
	国	外	事 業	所 等				に 係 る 所 得 の 金 額 25 円 (24の③)
	(2	5)	の	うち		課		税 所 得 の 金 額 26

表

六

(三)

令

兀

以

後

終

了

事業

年

度

又

は

連結

事業

年

度

分

(34) + (35) + (36)

		外国法人税額又に	は個別	引控	除対象外国法	去人 事	業年度		· >+- i	Ħ			
	に関	する明細書 			[No.34]	外国法丿	人税に該	当し	ない税(中	国の増化	直税等)	を記載し	,T
玉			名 1		いません	-	17 A H	在 1、	み 、フ h 〒 フ	人払よご	~ 四小	7 和 人 人 か	\#T
所	得	の種	類 2						なる外国子 を記載して			の剰余金の	7 凹口
税		種	3	_					項第1号の 規定の適用				
納付 又	確定は		4		1	国源泉和	说等につ		記載してい				-
源泉	. ⊧	告・賦課の区	分 5		え IFIX C	(, , ,	9 17-010						_/
事業	(年)	要又は計算期	間 6	\		•	•		•	•	•	<u> </u>	•
	課		準 7		[No.36] 4	1欄は、	当事業年	F度□	中の日付と	なってレ゙	ますか	,°	
納付	税	率 (%	8		[No.37]	8欄は	、租税多	L A A A A	(日台民間	租税取決	めを含	みます。)	
外 国 法	税	$(7)\times(8)$	額 9	の限度税率を超えていませんか。						,,_		, , = , , , ,	
公人税	税		額 10	,					[No 3]	当 重 業 2	年度に	<u></u> 適用され	<u> </u>
額	納作	· すすべき税: (9)-(10)	額 11						る別表を				F
	みなし	 レ納付の基礎となる条	約 12		Ty, and	1 O LEED IN	- TH TY	A IIL	7 × 1040 - 7 E	3 VL A & S	ւ ր յեր չեր չ	+	
みな	及い1	#手国の法令の根拠規 	進 13	<u> </u>	【No.38 』 います		_、柤柷	条約	及び相手国	国法令の	限拠規)	正を記載し) ⁽ (
し納	別の規定場	刊 本 (0/											
付外	足の適用外	 税	額 15	+									
外国法	が国な法	(13) × (14) 税 額 控 除 **	額 16	<u> </u>									
人税	い人も税の額	 納付すべき税: (15) - (16)	額 17	,									
額	納付法人和	したとみなされる外		;									
控個 除別		法人税額の合	.	,									
対控象対	控除 5個 別 i	(11) + (18) 対象外国法人税額又 空除対象外国法人税)又は(13)) ×35%と(1	は 額 9) 20)									
国	<u>のうち</u> 納 付	ッ少ない金額) (11)と(20)のうち少な 金額		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
税級人税が	分かれなけれる	(20) - (21)	22	: (円)	(円)	(円)	(円)	(円)
は額外	納	増額乂は減額前の事業年度 は連結事業年度の(21)の金		;									
国法人	付	(21)≧(23)の場合(21)−(23) 24	. (円)	(円)	(円)	(円)	(円)
人 税 額	分	(21) < (23) の場合 (23) - (3	21) 25	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
が異動	み納	増額又は減額前の事業年度 は連結事業年度の(22)の金		5									
した	み納 な付	(22) ≧ (26) の場合 (22) − (26) 27	. (円)	(円)	(円)	(円)	(円)
場合	し分	(22) < (26) の場合 (26) - (22) 28	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	個 別	 控除対象外国法人 控除対象外国法人 欄又は(24)欄の合計)	、税額			<u>円</u>		納付扣	控除対象外国空除対象外国)欄の合計)		31	<u> </u>	円
	個 別	なされる控除対象外国法 控 除 対 象 外 国 法 人 欄 又 は (27) 欄 の 合 計)	、税翁			円		納付個	納付控除対象外 同別控除対象外[) 欄 の 合 計)		32		円

別表六四の二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

配当 に対	子会社配当益金不算入の対象とな 等の額のうち特定課税対象金額等 応する控除対象外国法人税額又は 人税額に関する明細書	を超	える金額等	事業年度 又は連結 ・ 事業年度	法人名		
外	名	1			·		
法	本事 店務 又所 は a	2					
人の	はの 主 た所 あ る在 地	3					
名称	発 行 済 株 式 等 の 保 有 制 合	1	%	%	%	%	%
等	発行済株式等の連結保有割合	5	%	%	[No. 3	% 】当事業年度 <i>l</i>	
剩余金	税 種 日	6				を使用している 	
配当等	納付確定口又は納付口	7	No.36	⊥ 6】7欄は、当事	事業年度中の日	H付となってい	ますか。
ずに係る	课 税 標 性	8					
) 外 国 法	税	9		7】9欄は、租税 ます。)の限度			%
人税額	税 (8)×(9)	10					_
納さ 付れ しる	みなし納付の基礎となる条約 及び相手国の法令の根拠規定	11	1 .	】11欄に、租税 記載していま [、]		国法令の根拠	
た 外 も 国 の 法	(11) の 規 定 の 適 川 が な い も の と し た 場 合 の 外 国 法 人 税 額 (8)×税率	12					(%)
とみ税な額	みなし納付外国法人税額(12)-(10)	13					
控	外 四 法 人 税 額 の 合 計(10)+(13)	14					
除対	損 外四子会社配当益金不算入の対象 金 とならない損金算入配当等の額 算						
象外国	7 (15)のうち措置法第66条の8第3項 者しくは第10項又は第68条の92第3 配 項若しくは第10項の規定により益令 不算人とされる損金買入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)						
法	受 け (15) - (16)	17					
人税	場 (14) のうち(17) に対応する金額 合	18					
額又は	上配 指置法第66条の8第1項、第3項、第8項 記当 3項、第8項若しくは第10項の規定により 以等 外を (別表十七(三の七)[27])	19					
個	の受 益金算人される剰余金の配当等の額 (別表 [・七(三の七) 9」) - (19)	20					
別控	余る 金場 の合 (14) のうち(20) に対応する金額	21					
除 対	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((8)×35%と((18)又は(21))のうち少ない金額)	22					
象外	約 付分 (22) × (10) 分	23	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
五法	か み納 な付 し分	24	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
人税	Min 付した控除対象外国法人税額 X は個別控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)						H
額	(25)個の目前 納付したとみなされる控除対象外国法 人税額乂は個別控除対象外国法人税額	26					

表

六

(五)

令

=

四•

以後

終了

事

業

年

度

又

は

連

結

事

業

年

度分

法人税の額から控除される特別控除額に関する明	細書		事業年度	:	:	Ŷ	去人名				
法 人 税 額 の 特 別 控 除	額及び	Ī	調 整 前	1 法 人	税額	超	過	質の	計	算	
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6の合計)		円		額 の 特:(3)のうちな			1				円
調 整 前 法 人 税 額 2 (別表 -f2]又は別表 -の三f2]若しくはf14]) 2			型田 車を 立ち	N+ 1 E24	- desi +27 \G	a dess					
当 期 税 額 基 準 額 3 3			一調整則	法人税(1)-(_	_				適用され	
	及び調	整	前法	人 税 額	る別表	えど [*] 神	使用) B.	すか。 一元	
適用を受ける各特別控除	制度		当期	税 額 控 6	除可能	額	調	整前	法人	税 額 超 過 構	成額
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当 期 分	1	別表六(八)) 「23」			円				円
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	2	別表六(九)) 「19」							
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	3	別表六(十.	二) [9]							
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	4	別表六(十.	三) 「15」							
市中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	(5))付表「1の③	IJ		別表	六(六)作	寸表「2	の③」	
THE GOVERNMENT OF THE PROPERTY	当 期 分	6	別表六(十	四)「14」							
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税	前期繰越分計	7)付表「1の⑧	IJ		別表	六(六)作	寸表「2	Ø8]	
額の特別控除	当期分	8	別表六(十)	五) 「16」							
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の 特別控除	当 期 分	9	別表六(十:	六) 「23」							
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除	当 期 分	10	別表六(十	七) 「23」							
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	11)	別表六(十	八)「17」							
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人 税額の特別控除	当 期 分	(12)	別表六(十:	九)「16」					_	9】複数の	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人		(13)	別表六(二	十)「26」						質の特別控 D適用を受	
税額の特別控除	当期分	(4)	別表六(二	十)「36」				_		合、適用を	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の 法人税額の特別控除	当期分	(15)	別表六(二	+-)[8]						制度に係る。 記載した当	
┃特定甲小企業者等が経宮改善設備を取得した場合の法人枧額の _	前期繰越分計	16)付表「1の⑪			別表	/\ ·		亡戦 したヨ: 空除可能額	
特別控除	当 期 分	Œ	別表六(二	十二)「14」				転	記	していま	す
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税	前期繰越分計	18	別表六(六))付表「1の⑭	IJ		別表	六 カ	,		
額の特別控除	当 期 分	19	別表六(二								
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当 期 分	20	別表六(二	十四)「22」							
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分	21)	別表六(二								
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	22	別表六(二	十七)「20」							
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の 特別控除	当 期 分	23	別表六(二	十八)「19」							
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	24	別表六(三	十)「14」							
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	25	別表六(三	+ −) 「20」							
		26	別表六(三	十二)「18」							
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	当 期 分	27	別表六(三	十二)「25」							
		28	別表六(三	十二)「32」							
特定復興産業集積区城等において機械等を取得した場合の法人 が	前期繰越分計	29	別表六(六))付表「1の⑭	IJ		別表	六(六)作	寸表「2	O(1)	
税額の特別控除	当 期 分	30	別表六(三	十三)「20」							
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合 の法人税額の特別控除	当期分	31)	別表六(三	十四)「11」							
合 計	I						(5)				

特定税額控除規定の適用可否の判定に関	関する明細書	事業年度	: :	法人名		別 表 六 円 (七
継支 総支 総会 (17の①) 雇額 用に 継続雇用者比較給与等支給額 (17の②)又は(17の③)	PI	所 特;	定対象年度の基準	事所得等金 :	額 8	円 (七 三 · 匹
総る 与要 等件 ((1)>(2))又は((1)=(2)=0) (3) 国内設備投資額4 当期償却費総額の30%相当額 (20) 当期償却費総額の30%相当額 (6)	該当・非該当円	金額に係る要	別表を 事業年度等シ <u>ニ</u> ール	当事業な		まされる 見
係 る 要 件 (4)>(6) 継 続 雇 用 者 給 与 等	支給額及び継続			等支給額	の計算	当 ・ 非該当
	継続雇用者給与等支給額 当 期	の計算	継続雇用者前事業年度	比 較 給 与	前一年事業年	額 の 計 算 F度等特定期間 ③
事業年度等又は連結事業年度等 11			:/:		:	:
継続雇用者に対する給与等の支給額 12		円		円		Ħ
同上の給与等に充てるため他の者から支払 を受ける金額	掲げる法人和	兇額の 特	等以外の法人又 特別控除制度の通 いが「該当」	適用を受け	る場合、	
同上のうち雇用安定助成金額 14	① 試験研 (八)、六		った場合の法人種)	总額の特別	J控除制度	(別表六
差 引 ((12)-(13))又は((12)-(13)+(14)) ¹⁵	<u> </u>		事業の促進区域 合の法人税額の			
<u>当期の月数</u> (11の③)の月数	人税額の	特別控	青報通信技術活 除制度(別表六	(三十))		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比 較給与等支給額 (15)又は((15)×(16))	全 ④ 事業適) 度(別表		を取得した場合 -二))	等の法人権	祝額の特別	門控除制
当 期 償	却 費	総	額の	計	算	
損益計算書に計上された減価償却費の額 18	円	当 期		长 総	額 20	H
剰余金の処分の方法により特別償却準備金と して積み立てた金額その他上記以外の金額			(18) + (19)			

	細書		し良にか	OAN	ヘインして見り	U) 11	נא דב נינו	に関する	-	平 完				法人名			
``	小川 巨																費の額を除き、
特	/ p	に事士(よ)	税 「3」、「7」若	額 : 1 く/+1		空	除いずれか			加洞	算し	た移	統上	の金額と	なっ	って	いますか。
試		「 を ハ(モ)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 費	·10]の多	arra (1	・固定資産 - るものを	E(:除	⟨。)		-	, -				研究の用に供す
控除対象試	同	トのうち	特別試驗	研究書	費以外(の額	2		して	損金	経理	をし					ついては、研究 西額となる費用
験研究費の			般試験研究 5特別試験(控除	3	【No.41】記	験	研究	費に	充当					ら支払を受けた ら控除していま
額の計算	控	除 対 1	象 試 験 (2)+(費の) 額	1		合の	る事	兑	_	_	当事業 ⁴ 使用して			適用される
増減試験研	比		験 研引表六(十		費 の)		5		計 _ 算	度の場合	(15) 又 (小 ^清	は(16 数点り	i))×(1 l下3位	·未満切捨	()	17	
究 費 割 合	増	減試	(1) - ((5)	費 の		6		- 税	都		t0.14を <u></u> 空	: 超える! 除	場合は0. 1又は 	額	18	Н
の計算に試	増	減 試	験 研 (6) (5)	- 究 · 哲	費 割	合	7	р	調調			× ((1· 前	4) 又は 法	(17))	額	10	
於研究費割	平	均 (売 別表六(十	上 ()「10」)	金	額	8	<u>'</u>						八 祝 2」若しくは ————		19	
合の計算	試	験	研 究 <u>(1)</u> (8)	費	割	合	9		当期	令開 和 5 する				の特例加算 <u>0</u> 00)×2	割合	20	
税			合又は設				10	0.085	税額基	3 事 月 第 31 年 日 度	(立未満切捨 場合は0.1)			
額			(9) - <u>10</u> 100 を超えるな				11		準額	以の前場に合	2 %	の場合	合の特付	金額減少割 例加算割合 ·一)「11」)	合≧	21	
控除	令和3年4	$(7) > \frac{9.9}{100}$	$\frac{3}{3} + (7) - \frac{3}{3}$	$\frac{8}{100}$		合	12		の計算	当	期 (19)	税 ×(0.	額 25+(2	基 準 0)+(21))	額	22	д
割合	月1日前に開		8 8 9 $-(\frac{8}{100} - 6$ $-(\frac{8}{100} - 6)$ $-($		× 0. 175	合 5	13		当	期 ((税 18)と		控 隙 うち少	k 可 能ない金額)	額	23	
の計	始した事業に		(12) 又は		割 + ((10	合))、			調	整言			£ 額 走 六)「7₫	超過構成	戈 額	24	
算	年度の場合	(小数	t(13))×(点以下 3 4を超える	位未満		(1)	14		法	人	税		,特 一(24)	別 控 除	額	25	

表

六九

令

兀

以

後

終

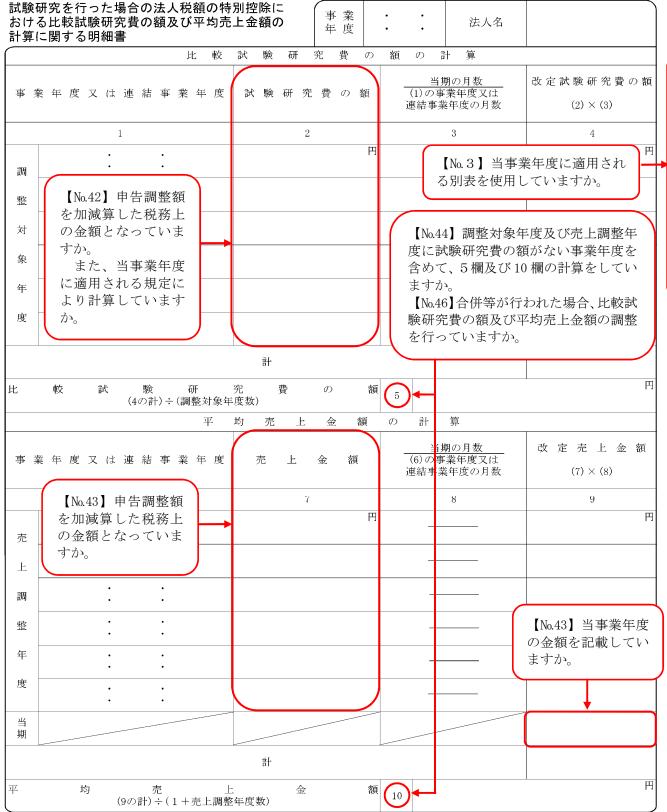
了

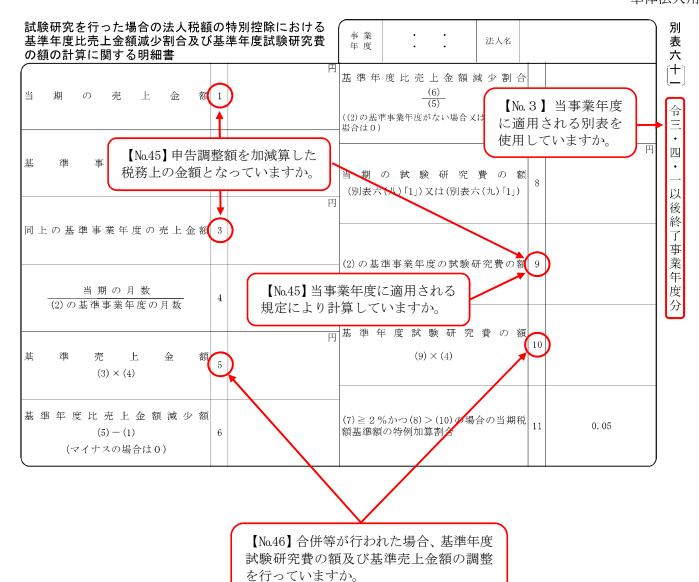
事

業

年

度





特別試験研究質に係る法人祝額の特別控除 に関する明細書	事業 : 法人名 法人名
特 定 税 額 控 除 規 分 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は	
特別試験研究費の額 (14の計)	調整前法人税額 (別表-「2」又は別表-の三「2」若しくは「14」)
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(八)「3」)又は(別表六(九)「3」)	当 期 [No.3] 当事業年度に適用される 別表を使用していますか。
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	$(7) \times \frac{10}{100}$
同上のうち税額控除割合が30%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(15)のうち少ない金額)	当 期 税 額 控 除 可 能 額 9 ((6)と(8)のうち少ない金額)
(3)のうち税額控除割合が25%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (((3)-(4))と(16)のうち少ない金額)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の③」)
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $ (4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100} $ 6	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9) - (10)
特別 試験 研究	費の額の明細
措法第42条の4第7項各号の該当号 特別試	: 験 研 究 の 内 容 特別試験研究費の額
調整額を加減算 第1号・第2号・第3号 ・棚卸資産	金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告した税務上の金額となっていますか。
第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 を除く。)	業の用に供する時において試験研究の用に供するもの
第 1 号 · 第 2 号 · 第 3 号 また、これら	は験研究のために支出した費用に係るものを除く。) の資産に係る試験研究費の額については、研究開発費
第 1 号 · 第 2 号 · 第 3 号 っていますか。	世をした金額のうち、取得価額となる費用の額等とな
	F究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額 ・の金額を特別試験研究費の額から控除していますか。
計	
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研	究に係る特別試験研究費の額 15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研	究に係る特別試験研究費の額 16

表七

(-)

兀

.

以

後

終

了事

業年

度

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除
未済欠損金額の計算に関する明細書

事 業 年 度 . . 法人名

不 // 八 八 八	・一一一					
	適	烙組織 再編成等	が行われたり	場合の調整	後の控除未済欠	損 金 額
事業年度	欠損金の	控除未済欠損金額又は調整 当該法人分の控除未済欠打 前期の別表七(一)「5」」 (4)、(7)若しくは別:	整後の 適格合併等の 適格合併等の 適格合併法人	の別:適格合併・残約 の日: 等の名称: 被合併)	をける未処理欠損金額 余財産の確定 ・ 生人等の未処理欠損金額 の事業年度の別表七(一)	調整後の控除未済欠損金額
	区 分	(一)付表三「5」若しく 表七(一)付表四「 1	ま別 等の事業 年度	[5]	スは(4)、(7)若しくは別 (一)付表三「5」 2	3
: :			円 : :		円	円
【No. 5 います		編成が行われた場	合、適格判定を	行って		
: :			: :			
: :			: :		【No.3】当事業年 別表を使用して	E度に適用される ハますか。
			• •			
: :		[No.49]	「適格組織再編	編成等の ―		
	 	別」欄を	記載していま	すか。 —		
<u> </u>		人との間で適格組織再	編成等が行われた	場合の未処理欠損	員金額又は控除未済欠担	骨金額の調整計算の明細
適格組織再	編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財	産の確定・適格分割・適	格現物出資・適格現物	分配適格組織再編成等	その日 ・・・・
対 象 法	人の別	被合併法人等(名称:)・当該	法人支配関係発:	生日・・・
対条注 //	カを増え	のいずれかに該当す	ある場合 共同事業要件 も 切 理 丼 合 併 注	人等小土加理士	和朋友重要年度以後の	場合のいずれにも該当しない場合 事 引継ぎを受ける未処理欠損
事業年		の 控 除 未 済 欠 記 被合併法人等の最終 分 業年度の別表七(一	員 金 額 の 控 除 未 冬の事 │ │ 被合併法丿)「5 │ 業年度の別	済 欠 損 金 韻 定 等の最終の事 「表七(一)「5」	三資 産譲渡等損失相当額	型 り M M M M M M M M M M M M M M M M M M
		又は当該法人の前期 表七(一)「5」	表七(一)「	法人の前期の別 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	6	にあっては(5)と(6)のうち 少ない金額
: :			Ä,	у	U	H H
: :						
- 内で未 産譲渡	日」の属 号処理欠担 要等損失相	関係発生日」が「 する事業年度開始 員金額等の調整計算 当額の計算が必要 1〜12欄を記載して	の日前5年以 算及び特定資 な場合、5欄			
- : :						
• •	<u></u> 計					
			IB A +T			77
	文件	己関係事業年度以後(
44年1	1 1 10 1	係事業年度以後の 度の欠損金発生額	欠損金	額のうち特定	資産譲渡等損失相	当額の計算
対象法 大 大 大 に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	事 支配関 業年度	係事業年度以後の事 のそれぞれの別表七 省質の青色欠損金」 によ	産の譲渡等特定事由 る損失の額の合計額	資産の譲渡又は評価	換え ((9) - (10)) 又は(別	過失額欠損金額のうち特定 資産譲渡等損失相当額 ((8)と(II)のうち少ない金額)
• •	内	8 円	9 円	10	円 11	12 円
• :	内	1.4	11			
• •	内					
	内					
• •	内					
·						

受取配当等の益金不算入に関する明細書		業・・・・	法人名		
当年度実績により負債利子等の額を計算する場合	' '	~ 基準年度実績に』	 より負債利子等	等の額を計算する	<u> </u>
完全子法人株式等に係る受取配当等の額。		全子法人株式等に			
(31の計) 受取配当等の額 ₂ (34の計)		受 取 配		の 額 15	
関 当期に支払う負債利子等の額(3)	関		う負債利子	等の独16	—————————————————————————————————————
負 連結法人に支払う負債利子等の額 4		負 国外支配株主等 損金不算入額、	対象純支払利	子等の損	- ·
連債 国外支配株主等に係る負債の利子等の 【No.55】3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息	(九/婁毛)	-	は恒久的施設に		リカラ
[10.55] 3 欄又は10欄の金額は、損益計算者の又払利息 四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場					終
子 金不算入額	14	子 別表十七の三(二)	は(別表十七(二の)		
(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」の うち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と 別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	人	超過利子 (別表十一	【No.3】当事 別表を使用し	「業年度に適用され していますか。	る 業年度
超過 (別 【No.58】 基準年度実績により負債利子等の	額を計	17	-(17)+(18)	19	
株 算 している場合、20欄~23欄に金額を記載 ますか。			】1日から平成 ○間に開始した		
総 【No.58】20欄及び21欄の金額に適格合併に作			利子等の額の 年度の関連法 <i>)</i>	14: 土 松	
式 の 合併法人分も含めていますか(その場合、適格 期末 に係る全ての法人が平成27年4月1日に存る			- CO REED 7 子等の額の合意 子 控 除		
計 受取的 いますか。)。			(21)	99	
	-		(20) 下 3 位未満切捨 いら控除する負債利	I T Mr A WE	
その他株式等に係る受販配当等の類	2/		$(19) \times (22)$	1千等の領 23	
(37の計)		【No.57】30 欄の金 整した後の期末関i		-)に記載された評(知の内国法人の発	
条及び法基通3-2-5~3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。 3 年及 夫根 上 2 を	易合の	の3分の1を超え 間を通じて有して 等)の税務上の帳籍 う負債利 総 資 債の額等 (2	いる場合におけ 奪価額となってV	する当該他の内国治	去人の株式
27)	28		29	30	
前期末現在額 当期末現在額		【No.51】31 欄の	の金額に、完全子	- 法人株式等 (その)	配当等の額の
計				継続して他の内国注 4該他の内国法人の	
受 取 配 当	等 0.)		の額を含めていま	
全法 人 名本店の所在地受取配	当等の	額の計算期間	HO	31)	PAR
法人	•	:			円
株式 【No.50】31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不覧 ていませんか。	算入の対	像とならないもの	の額を含め		
関 受取配当 受 取 西	配 当 4			ニ 益金不算入の対象と (20) (25)	なる金額
連 法 人 名 本店の所在地 等の額の 保有割合 法 計算期間	(32)	· 异八。	きれる金額 33	(32) - (33)	0)
株 (1) 50 00 間の (2) 1 50 1 50 1	HI A 13 0	<u>H</u>			円
式 【No.52】32 欄の金額に、関連法人株式等(その保有書 等 該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初					
を 該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を	含めてレ	-		不算入の対象と	
の 法 人 名 本店の所在地	. –	早 人 る	とれる金銭	(35) - (36))
他	(35)		36	(37)	
他 株	,	円	Р		円
株 式 【No.53】35 欄の金額に、その他株式等(完全子法人株式	式等、関	連法人株式等及び	非支配目的株式:		H
株式 【No.53】35 欄の金額に、その他株式等(完全子法人株式等) ずれにも該当しない株式等)に係る配当等の額に該当しまれた。 なった たい の	式等、関	連法人株式等及びのの額を含めている	ド支配目的株式会 ませんか。	等のい 等のい 上	なる金額
株式 【No.53】35 欄の金額に、その他株式等(完全子法人株式等) で係る配当等の額に該当しずれにも該当しない株式等)に係る配当等の額に該当し	式等、関	連法人株式等及び のの額を含めている	非支配目的株式を ませんか。	等のい 等のい 上	なる金額

		子会 引細 記		受け	ける酢	巴当等	等の益	金金金	下算 <i>7</i>	人等に	関	13	スは	年度 連結 年度				法	人名	()	別表
外	名										称	1														八二
国		たの る所	玉	名	Z	ζ	は	地	ţ	或	名	2		_		_			手度!	こ適月	用さ	れる別	別表を	を使	ot	令
子会	は		所				在				地	3		用	し	てい	ます	゚゚゚゚゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゚ゔ゚゙゚゚゙゚゚							厂	三
社の	<u>主</u> 主	所	7	÷		る					業	4		_		-			, -	— .		約で別			\mathcal{T}	四
名	発	 行		· —— 株	式	· 等	の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	r 有			5			あるか。		合は	その	つ割る	}) [以上。	となっ	ってレ	ょ	%	一 以
称等															77 °	%			%			%			<u>ر</u> %	後終
		行	済 科	先 ——	- ,		建	活	录 有		合	6		[I	No.6	[0]	7欄/	は、	当事業	美年 月	度中(の日作	すとな	こう	\mathcal{H}	了事
	支		払	義		務		確	定		1	7		て	١١٤	ます	ったっ。									業年
	支	払	義務	確	定!	日 ま	こで	Ø :	保 有	期	間	8	—		No.6	1]	8欄/	は、	6月』	以上の	の期	間とな	こつば	こい		度
	剰	身	₹ 3	仓	Ø	配	当	\$	争	の	額	9	(ŧ,	すた) 7°										又は海
	(9)	の剰	余金	の配言	当等の	額に	係る	外国	源泉和	兇等の	額	10	() 円	() 円	() 円	() 円	連結事
益	法負配	第 23 当	条の 等	2 第 の	2項	第 1 の	号に 該	掲げ 当	`る剰 の	l余金 有	の無	11	≉	i •	#	紙	有	•	無	有	•	無	有		無	業
	益等金の	等 法	第23多	条の 2	2第3	項又	は第		の適月	用の有	無	12	- 1	·	4	#	有	•	無	有		無	有		無	年度
金	不都 算 の 入計) 損								その総 によ		13	() 円	() 円	() 円	() 円	分
	ハデの第		の支	払お	れた	こ剰	余金	· の 🏻	記当	等の	額	19	1				-			(, H	() H	
不	象とか	対応	計計	算 上	損金	の 客	領に	算 入	され	金額た金	額	14	(户 円			円			円			円	
	ならな	受取		金貨	章 入		5 受 3)×-		当(等の		15	() 円	() 円	() 円	() 円	
算	い損ぐ	益		入の		なら	ない	損金舅	入配	当等の	額	16	() 円	() 円	()	()	
	金算入	(1	6) に	対原			は(1. ト国		· 税 ·	等の			()	()	(円)	(円)	
入	配当				又は		()	.0/				17				円			円			円			円	
	剰:	余金	きの世	已当 ((9	等 の) ー (額 (16)	に係)×	る 5 %	費用:	相当	額	18														
額	法負剰	第 23 第 <i>3</i>			見定に の	こより配	リ 益 st 当			されの	る額	19														
HA				(9) —	(16) -	- (18)		項又		10														
ArA-	第(68 身	· の 9	2 第	2項:	若し	< 1	ま第	9 項	頃又 の規 á等の	定.	20														
寺			(別	表十十	三(三)	の七)) F ₂₃) +	「2 4 」)																	
	文化	, は第6	8条の	92第	3項若	けしく	は第	10項	の規定	ょ	ρĺ.	21														
の			(另	刂表┪	卜七(三の	七)	「25」	⊢)	等の当等の	ダ百															
					(19) -	F (20) + (21)			- 1	22														
計	法分外		条の: 国	2のま 源	泉		税	e不算 等		され	る 額	23														
					量法	第 66	5 条 (項又																
算			対象	:外。		れる	外目	国源.	泉 税	損金等の		24														
	(10)の			算入		れる			脱等の		0.5		[No G	39 1	97	欄の	全郊	あり	表匝	フベカ	『算し	てい	キナ	-カゝ	\
	27.				・イナ	スの	場合			^		25								144 12	1 CN	μ弁 し	(v ·	 у		J
								((2	22) 欄	金の合計	+)							合	26						円	
	損	金	不	算 フ	しと	2	ħ			国 源 の合計		5	税	等(の	額	Ø 1	合	1 27	<u> </u>						

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所 得の特別控除等に関する明細書

【No.65】同一事業年度内の同一の年に属する期間 において、所得の特別控除と圧縮記帳(特別勘定 を設けた場合を含みます。)を重複適用していま せんか。

収用換地等の場合の所得

公 共 事 業 者 の 名 称 渡 資 1 渡 公共事業者から買取り等の 同上のう 資 申出を受けた年月日 対 応す る 産 譲 収用換地等による譲渡年月日 3 \mathcal{O} 渡

【No.3】当事業年度に適用される 別表を使用していますか。

譲 渡資産の 種 類 4 対価補償金及び清算金の額 収益補償金のうち対価補償金 6 に相当する部分の額

【No.63】3欄 は、2欄に記 載した日以 後6月以内 の日付とな っています か。

支 出 し た 譲 渡 経 費 の 額 14 譲渡経費に充てるため交付を受けた金額 15 差 引 譲 渡 経 費 0 額 16 (14) - (15)同上のうち補償金等 17 額に係る譲渡経費の額 0 貊 18 9) + (10) - (11) - ((12) 又は(13)) - ((16) 又は(17)) 期前において設けた特別勘定の金額 当期において益金の額に算入し 19

円特別控除の規定の適用を受けた金額

5,000万円 - (20)

控

(((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)

控

物を取り壊 して土地を 譲渡してい る場合、14 欄の金額に その建物の 帳簿価額、 取壊費用の 額等を含め ています

20

21

22

か。

【No.64】建

取得した補償金等の額 計 (5) + (6) + (7) + (8)特別控除に係る交換取得資産の価額 10 同上の交換取得資産につき

支払った交換差金の額

経費補償金のうち対価補償金

に相当する部分の額

移転補償金のうち対価補償金

に相当する部分の額

明

細

取

補

償

金

等

額 D

特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事

経

書

Ø

額

Ø

計

算

控

除

額

0

計

算

事	業 施 行 者 等 の 名 称	23		特を	当 該 譲 渡 の 日 の 属 す る 年 に おいて 譲渡した他の資産につき、	38⁄	
 	業 施 行 者 等 の 名 称	23		定譲住渡	1 , 5 0 0 万 円 特 別 控 除 の 規 定 の 適 用 を 受 け た 金 額	ათ 	【No.66】収用に
特定	事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(· · ·)	宅地造成した場合	1,500万円-(38)	39	係る所得の特別 控除制度の適用
取	得した対価の額	25	円	事業な	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他 の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万 円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万 円 特別 控除 の規定の 適用 を 受けた 金額	40	を受ける場合、 同一暦年での特
交	換 取 得 資 産 の 価 額	26		寺のために別控除額		41	別控除額の合計額が5,000万円
交換	取得資産につき支払った交換差金の額	27		土地等	特 別 控 除 額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42	を超えていませ んか (20欄~22 欄)。
特定事	5業の川地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		農地保し	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、の 8 0 0 万円特別控除 の 規定の適用を受けた金額	43	11刺 ノ。
譲渡	支出した譲渡経費の額	29		有の合	800万円-(43)	44	
経費の額	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30		合理化のた物合の特別が	の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万 円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万	45	
計算	差 引 譲 渡 経 費 の 額 (29) - (30)	31		めに農	特 別 控 除 残 額 5,000万円-(45)	46	
譲 (渡 益 の 額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		地等か	((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47	
	渡した他の資産につき、2,000万円特	33		特し定な	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、の1、000万円特別控係の規定の適用を受けた金額	48	
地区画整場	2,000万円-(33)	34		の場 長合 期の	1,000万円一(48)	49	
理合事の業特	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他 の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万 円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万 円特別控除の規定の適用を受けた金額	35		所特 有別 土控	の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万 円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万	50	
等別のたいのでは、		36		地除 等額 をの	特 別 控 除 残 額 5,000万円-(50)	51	
にの 土計 地算	特 別 控 除 額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37		譲計 渡算	特 別 控 除 額((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52	

【No.65】同一事業年度内の同一の年に属する期

	用換地等に伴い取得した資産(入に関する明細書	の圧	縮額等の損金 $\begin{pmatrix} \mathbf{a} \\ \mathbf{z} \\ \mathbf{a} \end{pmatrix}$:V	間において、所得の特別控除と圧縮記帳(特別勘定を設けた場合を含みます。)を重複適用してい	
譲渡	公 共 事 業 者 の 名 称	1		資	ませんか。	J
資	収用換地等による譲渡年月日	2		産につ	を 代替資産の帳簿価額を減額し、又 25 に積立金として積み立てた金額	ŋ
産の	譲 渡 資 産 の 種 類	3		いて帳	上 (No.3) 当事業年度に適用される	
明細	譲渡資産の収用換地等のあった 部 分 の 帳 簿 価 額	4	円	海価額	度 R r max e C / n C C V よ f / n c	
取得	対価補償金及び清算金の額	5		の減額	o 60 成 の 圧 縮 限 度 額 ₉₇	
 	収益補償金のうち対価補償 以金に相当する部分の額	6		等をし	算	
償金	外の 経費補償金のうち対価補償 補金に相当する部分の額	7		た場合	<u>-</u> 圧 縮 限 度 超 過 額 ₂₈ - (25) — (27)	
等の額	億金の移転補償金のうち対価補償 金に相当する部分の額	8		特	特別勘定に経理した金額29	
か計算	取得した補償金等の額(5)+(6)+(7)+(8)	9		別	繰り、 繰り、 への対象 人の対象 での対象 での対象 の対象 の対象 のの対象 のの対象 のの対象 のの対象 ののの対象 ののののである。 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のので。 ので	
保	留地の対価の額	10		勘	度	_
交	換取得資産の価額	11		定	計 (30) × (23) 31	
譲渡渡	支出した譲渡経費の額	12		を	操 入 限 度 超 過 額 (29) - (31) 32	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		設	$\frac{1}{(29)} - \frac{1}{(32)} = \frac{1}{33}$	_
費の	差 引 譲 渡 経 費 の 額 (12) - (13)	14	【No.64】建物 を取り壊して 土地を譲渡し	ナ	期	_
額の	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額	15	エ紀で級後 ている場合、 12欄の金額に	た 湯	額 当期中に益金の額に35	_
計	$(14) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$		その建物の帳 簿価額、取壊	合	計	_
算帳	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16	費用の額等を 含めています	· · · · · · ·	身 (33) — (34) — (35)	
海価	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4)× (9)+(10)	17	か。	文 與 取	交換 取 停 貸 産 の 僅 類 37	<u></u> 円
額の計	(4)× (9)+(10)+(11) 交換取得資産の価額に対応する帳簿価額	1.9		得資		,
算	(4) - (17) 取得した補償金等の額	19		産に	[交換取得資産の価額 39 11)	
差	(9) 同上に係る譲渡経費の額	13		つい	プ 縮 換 に対応する帳簿価額 40 ((4) 又 は (18))	
益	$(14) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20		て帳簿	-	
割合	差 引 補 償 金 等 の 額 (19) - (20)	21		簿 価 額	交換取得資産に係る 液 渡 経 費 の 額 42 ((14) 又 は (16))	
	補 償 金 等 の 額 に 対 応 す る 帳 簿 価 額	22		を 減	·	
計	$(4) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22		額し、	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
算	差 益 割 合 (21)-(22) (21)	23		た 場 合	居 縮 限 度 超 過 額 45	

特定の資産の買換えにより取得した	た資産	
等の損金算入に関する明細書	(□ 関換資産は、措法第65条の7第1項各号の要
譲渡した資産の種類	1	件を満たしていますか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
譲 同上の資産の取得年月日	2	<u> </u>
渡海渡した資産の所在地	3	
資譲渡した土地等の面積	4	平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル
産 譲	5	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用してい 四
の対価の額	6	ますか。
明 演	7	以後
調道演演後に要した経費の額	8	── 【No.68】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8 欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含 → プ
前	9	めていますか。
差 益 割 合	10	業年
取得した買換資産の種類	11	
取得した買換資産の所在地	12	【No.69】買換資産が措法第65条の7第1項第4号下欄の は
和 得 年 月 日	13	土地等である場合、その面積は300㎡以上となっています ・か(特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみ・・・・結
買換資産の取得価額		が対角しわります)
筆 業 の 用 に 供 し た 又 は 供 す る 見 込 み の 年 月 日	15	* 業年
産 買あ 買換資産が上地等であり敷地の用に供される 場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日		/· 【№70】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のう 度
(16)の建物、構築物等を実際に の ^{資場} 事業の用に供した年月日	17	54欄の5倍(平成29年4月1日前に行った譲渡に係 分 スタマジリサング
産の取得した土地等の面積	18	- _{平力} る資産が旧措法第65条の7第1項第2号上欄に掲げ - る譲渡資産である場合は10倍) を超える部分の面積を
明	19	記載していますか(その明細を別紙に記載して添付し
Ham		ていますか。)。
(14)× (16) (18) (18) 買換資産の帳簿価額を減額し、	20	
関係資産の帳得価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額 帳 関換資産の取得のため(6の計)又は	21	【No.71】27 欄の金額を算出する際に乗じた割合を次の割合として
(6の計)のうち特別勘定残額に (6の計)のうち特別勘定残額に 大会教	22	いますか。
価 圧 編 基 礎 取 得 価 額 額 縮 ((14) 又は(20) と(22) のうち少ない金額)	23	・ 地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」(※) 以外にある所有期間が 10 年を超える土地等、建物及び構築物の
の 限 買前の縮 前 期 末 の 取 得 価 額 減 席 換にで 場 前 期 末 の 取 得 価 額	24	「集中地域」への買換えについて、買換資産が東京23区内にある
瀬 度 資取あ機 額 額 額 がき場得 断 期 末 の 帳 簿 価 額	25	場合は 0.7、それ以外の「集中地域」にある場合は 0.75
┃を┃の┃ⅰⅰ≀↑↑↑ 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1	26	・ 令和2年4月1日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が一定の区域内にある場合は0.7
し 計 _{以も圧} (23)×(24) た 算 FF 縮 限 度 額		・ 震災特例法第 19 条から第 21 条までの規定の適用を受ける場合
場合 $((23) \cancel{\cancel{2}}\cancel$	27→	は1.0
圧 縮 限 度 超 過 額 (21) - (27)	28	 上記以外の場合は 0.8 ** 集中はは 1.00 円 4.日 1.日 に 100 円 4.日 1.日 1.日 1.日 1.日 1.日 1.日 1.日 1.日 1.日 1
対価の額の合計額(6の計)	29	※ 集中地域とは、具体的には、平成30年4月1日における次に 掲げる区域をいいます(地域再生法施行令第5条第1項)。
対		① 東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹
□□□は連結事業年度において使用した額	30	市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圏整備法施行令
の 特別勘定の対象となり得る金額 額 (29) - (30)	31	別表に掲げる区域を除く区域
の 特別勘定の金額の計算の基礎となった		② 首都圏整備法第24条第1項の規定により指定された区域 ③ 大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域
現 現 ((36) と(38) のうち少ない金額) ÷ (80、70又は75 ÷ (10)	32	④ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国
額繰同上のうち前期末までに買換 遊資産の取得に充てた金額	33	の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域
% 額		場額 当期中に益金の額に42
取得に充てた金額	34	場 の 算 入 す べ き 金 額 ⁴²
□ 早 算 翌期へ繰り越す対価の額の合計額	35	

【No.72】一定期間内(原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内)に買換資産を取得しなかった場合、42欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載

していますか。

表十

ᄱ

 (\Box)

令

.

兀

•

以

後

終

了

事

業

年

度

			係が 細書	ある法。	人の「	間₫	の取引の指	益の記	9至	事業年 又は連 事業年	結		法人	名 ()) 表 +
譲	Š	爱	法	人	名	1			•		·					i	計四五
譲犯	隻損	益調	朝整 賞	産の	種類	2											令 E
譲	ì	度	年	月	日	3	•	•		№.3】 すか。	当事	業年度に	適用さ	される別	刂表を使	見用してい	
譲	渡	ų	之 孟	を の	額	4		円	<u> </u>) 70 0							·
譲	渡	房	頁 伯	 の	額	5)			5 欄の:	金額	iは、1,000)万円	以上の	金額を	記載して	以 後 終 了
調		(4) - (5	利 益) 合は 0)		6		いま	9 723°								了事
圧縮				損金算		7											美 年 度
譲	ð	雙 (6	利 i) — (7	<u>益</u>	額	8											文は
当期	ば譲渡	年度で	*ある場 (8)	合の損金	算人額	9											理 円 結 結
譲			損)— (4		額	10											事業年度又は連結事業年度分
当期方				合は 0)		11											
		算 入	されて	現在で益こいない		12											
利益額	当 :	期益	により計	算り	、額	13)_										
の調	屋期り	後に益	生金の智	(25)の金額 [に算人す ()) - (13)	る金額	14		[No.	75】 言	譲渡損	益調		減価値	賞却資源	産又は終	操延資	
		ンうち 算人	期首 されで	現 在 で 排		15						関又は16欄					
損失	当 :	期も		(17)) 第 <i>入</i> ^{第する場合}	、額	16											
額の調	異期以	には、 後に排	(22)又は	(26)の金額 に算入す	る金額	17											
整当期に	こ譲受			())ー(16)	整事由	18	譲 渡・		譲 渡		却	譲 渡 ・ その他(譲渡		即)	
	減			間の。	月数	19	ての他(その他			てのIE(その他(
簡 ^业 便期	価	130	受法人が過る耐用年数 の 月 数 (型用 × 12 当期が譲 こは譲渡 までの													
法損に金	: 刦		朗 益	金算。				円			円		円		P	9	
より入		当事	別 損	× (20) (19) 金 算	人額												
当期益	_	+ 111		× (20) (19)	25 II 19	22		<u></u>	I 701	الماسلان تات	H 1 4-=	知事 <i>的</i>	- - 1	⇒1 <i>/</i> ±/- J-		声)マシン	
金計	:	当期の	り月粉(及ぶ期間 当期が譲	油年店			法	又は詹	9. 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	によ	調整額の原 り行った。	場合、	その後			
みする額	, <u>ye</u>	当 期	の ボロリ 益	こは譲渡までの金 算	月数)	$\overline{}$		田	乂/よ『	可厌仏	を継 円	続適用して	てい _り	E 9 113°	P	9	
で 又場 は合	,	当其	明 損	× (24) (23) 金 算	入 額	25											
	/-E-		(10)	$\times \frac{(24)}{(23)}$		26											

交際費等の損金算入	年度	法人名
支出交際費等の額(8の計)	1 担	度額 4
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)× 50 100		
中小法人等の定額控除限度額 (1)の金額又は800万円×12 相当額のうち少ない金額	損 <u>业 下 班</u> (1)—(4)	以
	支出交際費等の額の「	明 細
科目	支 出 額 交際費等の額から 控除される費用の額 差弓	交際費等の額 (8) のうち接待 飲食費の額 8 (9)
交 際 費	【No.78】当事業年度終了の日における 額が100億円超の法人であるにもかか ていませんか。また、これらの額が1 しくは完全支配関係のある複数の大流 金の額が5億円以上の法人等)に発行	円 資本金の額又は出資金の わらず、9欄の計算をし 億円超の法人、又は一若 法人(資本金の額又は出資 済株式等の全部を保有さ
0 0 0	れている法人等であるにもかかわらっせんか。 【No.77】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等	す、3 欄の計算をしていま
	を支出交際費等の額に含めていますか。	
		】接待飲食費の額に係る控除対象 税額等を9欄に含めていますか。
計		

ロノ	定額法又は定額法に 賞却額の計算に関す	よる	別一個四月四月在日本書	事業年度 又は連結 事業年度		法人名	()
稚	類	1				•			
棹	造	2							
刹	H H	3							
耳	文 得 年 月 日	4							
耳	1業の用に供した年月	5							
m	用 年 数	6	年	年		年	年		年
Ħ	な得価額又は製作価額	7	外円	外円		V No			円
月 程		8					業年度に適用る	される別表	\rightarrow
利 完		9			を使用	1 L 7 V	いますか。		一
作	(7)-(8) 貧却額計算の対象となる								
其	用末現在の帳簿記載金額	10							
其	用末現在の積立金の額	11							
	す立金の期中取崩額	12							
ء	5 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△		外△	外△	
担	 金に計上した当期償却額	14							
前	対射から繰り越した償却超過額	15	外	外	外		外	外	
<u>-</u>	計	16							
7	(13) + (14) + (15) Z	17							
FI,	差引 収 得 価 額 × 5 %								
1 年	9 $(9) \times \frac{3}{100}$	18							
3	身の基礎となる金額 (9)-17)	19							
月 3	1 (16) \ /10)	20							
E	月 11 19 対 額 (19)×(20)	21	円	円		円	F		円
身	(oa) 🗸 🚓 (bá 🕁	22	()	()	())
耳	文	23							
4 タ	1(10) = (10) 37 EL E 31 EX	24							
当月	· 定額法の償却額計算の基礎となる金額	25							
1 1	9	26							
) 	算出償却額	27	円	H		円	F		円
I)	1 (25)×(26) 2 1 1	28	()	()	())
後耳ぞう	(27)×割増率 計		Ty, a	o T -L - L - A -W	**************************************			+v	
	○ (27) + (28) 6期分の普通償却限度額等	29		0】中小企業者等					
	(23)、(24)又は(29) はに賃租税特別措置法	30		かかわらず、中の	小企業者等	静同ける	の特別償却を適	用してい	тъ
万リ	割よ却適 用 条 項	31	、 * ません	-)) V /		NI	項)
却又	質特度 特別償却限度額	32		1】特別償却の					円
前足	対期から繰り越した特別償却不 と額又は合併等特別償却不足額	33		己帳及び他の特別					
4		34	_	2】特別償却の領				価額割合	
	期 償 却 額	35	及び信	賞却率によって	計算してい	います	か <u>。</u>		
催		36							
俏	(34) — (35) (却 超 過 額	37							
_	(35) — (34)		/No. 4	】前事業年度7	いらの繰起	遠額は、	前事業年度の	申告書の	<u> </u>
	切期からの繰越額	38		一致していまっ					
井	負却不足によるもの	39						$\overline{}$	
金	:額によるもの	40							
ء	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)−(39)−(40)	41							
	期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額)	42							
717	期において切り捨てる特別償却	43							
不	足額又は合併等特別償却不足額	44							
ala	(12) — (13)								
期	額	45							
	当 期 分 不 足 額 記記 1	46							
759			l .	ı	1		I .	1	

	日定率法又は定率法 D償却額の計算に関す	よる	る減価償却資産 月細書	事業年度 又は連結 事業年度		法人名	()	別表十六
	種類	1							(=
資	構 造	2							令
産	細目	3	【No.79】平成 2	28年4月1日以	後に取る	- 早した建	物附属設備及び	〈構	三
区	取 得 年 月 日	4		業用減価償却資					
分	事業の用に供した年月	5		方法について、				年	∥ -
L	耐 用 年 数	P	1117614		AC 1 124 C				以
取得	取得価額又は製作価額圧縮記帳による	7		, , , , ,				11	後
価	圧縮 記帳 による 積立 金計 上額 差引 取得価額	8							後終了
額	(7) - (8)	9							事業年
質却	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10							業 年
額	期末現在の積立金の額					IM. 9	当事業年度に済	英田される	度又
計算	積立金の期中取崩額差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△		【ヨ爭未午及に↓ 使用しています		X
昇の	(10) — (11) — (12)	13				別衣で1	史用 していまり	// ³ °	連
基	損金に計上した当期償却額	14	外	外	外		外	外	経 車
礎と	前期から繰り越した償却超過額 合 計	16							業
な	(13) + (14) + (15) 前期から繰り越した特別償却不	17							は連結事業年度分
る額	<u>足額又は合併等特別償却不足額</u> 償却額計算の基礎となる金額	18							公
観	(16) — (17)								_
	成 $(9) \times \frac{5}{100}$	19							
当	旧定率法の償却率 第 出 償 却 額		円	円		円	円	H	l
期	月 (16)>(19) (18)×(20) (18) (18)×(20) (18)×(2	21	()		(,,	()	·	
分	日以 (21)×割増率	22	,	/	`			,	
0	取 ((21)+(22)) 又は((18)-(19)	23							
普	得 (16)≦(19) 算 出 償 却 額 分 の場合 ((19)-1 [±])× ₆₀	24							
通	平定率法の償却率	25							
償	成 調 整 前 償 却 額 19 (18)×(25)	26	円	円		円	円	円	l
却	年 保 証 率	27					_		
限	4 償 却 保 証 額 9)×(27)	28	円	円		円	円	円	
度	改定取得価額 1 26<28 水 点 株 tn 表	29							
額	4 _{の担合} 攻 走 負 却 挙								
等	後 (29)×(30)	31						H	
	取 増 加 償 却 額 得 (26)又は(31))×割増率	32	_	30】中小企業者等					
	分 (26又は(31)) + (32)	33		かかわらず、中々	小企業者	等向けの	り特別償却を適	用してい	l
当	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34	ません						ĺ
77	特はに償租税特別措置法別割よ制適 用 条 項	35	(31】特別償却の				\ \	ĺ
の償	價増る限 型 営 封 限 産 類	36	7.1	記帳及び他の特				か。	
却限	前期から繰り越した特別償却不	37	_	32】特別償却の領				価額割合 ——	
度額	足額又は合併等特別償却不足額 合 計		及び1	償却率によって	計算して	こいます	η ₂ °) —	l
	(34) + (36) + (37)	38		ı					
当	期 償 却 額 償 却 不 足 額	39							
差引	(38) — (39) 償却超過額	40							
	(39) — (38)	41	数 No 1	】前事業年度為	いらの鍋	越貊け	前事業年度の日	自告書	
償却	고(2 2)	(42)		夏と一致している			时 事 未 干 及 • 7 ·		
超	当	43	△2 亚市	RC BCCC	7776				
過	金額によるもの差引合計翌期への繰越額	44							
額	左 5 古 6 笠 期 へ 6) 線 越 額	45							
特	(((40)-(43))と((36)+(37))のうち少ない金額)	46							
別償	当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	47							
却	差引翌期への繰越額(46)-(47)	48							
不足	翌越 期額	49							
額	の内当期分不足額	50							
適	[전보 : 다른]								
	各組織円編成により引き継ぐべき 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((400-413))と360のうち少ない金額)	51							
備	考								

資産に係る控除対象外消費税8 する明細書	真等	の領並昇入に関して	業年月 は連編 業年月	吉		法人名	()
繰 延 消 費 税 額 等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1		円 :]	:	円	[: :	円 [期	円 分]
当期の損金算入限度額 $(1) \times \frac{ 当期の月数}{60} $ $(1) \times \frac{ 3 \#00 月数}{60} \times \frac{1}{2}$	2	[N 100] =	日五兴 人	4.7. h) 7. KG	7	XX 非 43 岁石。		ታ ፫ ትሎ በ	! △~; +	H	<i>γ/</i> χ	}
当期損金経理額	3	【No.109】ib 産に係る控 場合、別表	除対 十六	象外消費 (十)を添ん	税客 守し	質等を損金 ています	をの客 か。	額に算	算入し	てい	る	
煮 煮 (2)-(3)	4	額等の損金 控除対象外	【No.109】課税売上割合が 80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が 20万円未満である場合									
引損金算入限度超過額(3)-(2)	5	るもの並び で、損金経 						円未済	満であ	oる場 -	合	
損前期からの繰越額	6										/	
日上のうち当期損金認容額 度 ((4)と(6)のうち少ない金額) 超	7					【№.3】当 5別表を使					れ	
過翌期 への繰越額 (5)+(6)-(7)	8											
当期に生	じた	:資産に係る控除対象を	卜消 耆	貴税額等の抗	員金	:算入額等 <i>0</i>)明紀	Ħ				
 課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分) 	9	PJ		のうち当								円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10		同名	13)の割合が の資産に係る 質等の合計額 産産に係る担	5控頁	除対象外消	費税	15				
 同上の額のうち課税標準額に対する消 費税額等から控除されない部分の金額			多名の一	夏座に保る投 等で棚卸資産 質 一 登産に係る投	をに	係るものの	合計	16				
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12		う <i>a</i>	等で特定課利 の合計額		入れに係る	もの	17				
			<u> </u>	資産に係る担 等で20万円オ	ド満	のものの合	計額	10				
当期の消費税の課税売上割合	13		当 其	期 の 繰 延 −(15))又は((E 消 12) -	当 費 税 名 - (16) — (17) — 	到等 (18))	19				

添	付対象外国関係会社の名称	等に	関する	る明細書 事業年度 法人名 事業年度 法人名
	名	称 1		【No.83】租税の負担割合が20/100未満である外国関係
外	本たの 店る所 国 名 又 は 地 域 又事在	名 2		会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担 割合が30/100未満である特定外国関係会社を有する場 合、別表十七(三)等を作成していますか(合算課税制
	1.4 ————————————————————————————————————	地 3		度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を
国	事 業 年	度 4		・ 添付する必要があります。)。
BB		業 5		
関係	外国関係会社の区	分 6		特定外国関係会社 特定外国関係会社 特定外国関係会社 対象外国関係会社 対象外国関係会社 対象外国関係会社 対象外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 部分対象外国関係会社 はころごころとは はころごころとは サース・フェースとは はころごころとは サース・フェースとは サース・フェースには サース・フェースとは サース・フェース
会	資本金の額又は出資金の	額 7	(外国金融子会社等 外国金融子会社等 外国金融子会社等 円)(【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。
	株式等の保有割	合 8		%
社	営業収益又は売上	高 9	(円)(円)(円)
	営 業 利	益 1)	【No.84】各欄は、添付した外国関係会社の財務諸 表、申告書等の記載内容と一致していますか。
の		益 1		円)(円)(円)
名		金 1:	(2	円) (円) (円)
	所得に対する租税の負担割 (別表十七(三)付表ニ「39」又は「40」)		3	% % %
称	企業集団等所得課税規定の適用 受ける外国関係会社の該当・非該		Į.	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当
等		類 1:	資表所法申課たの	対照表、損益計算書、株主 貸借対照表、損益計算書、株主 等変動計算書、損益金処分 資本等変動計算書、損益金処分 樹定科目内訳明細書、本店 表、勘定科目内訳明細書、本店 ・ 表、勘定科目内訳明細書、本店 ・ 表、勘定科目内訳明細書、本店 ・ 表、勘定科目内訳明細書、本店 ・ 方在地国の法人所得税に関する ・ 法令により課される税に関する ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、
課税対	は金融子会社等部分適用対象金	額 1		
象金質	(別表十七(三の二)「27」、別表十七(三 三)「8」又は別表十七(三の四)「10	の 1	,	% %
額等の状況	課税対象金額、部分課税対象金若しくは金融子会社等部分課税 象金額又は個別課税対象金額、 別部分課税対象金額若しくは個 金融子会社等部分課税対象金	対個別額 の	(円) (円) (円)

表 + 七三 の 令 兀 以 後 終 了 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度

分

別

別表十七三の五

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外 国	国関 法人	係会 税額	社の等の	課税計算	対象 [に関	金額	領等に(系 <i>る</i> 書	5 控	≌陈对家外 又∤	業年 は連 業年	結			法人名	()
外	玉	関	係	会	社	の	名	陈	1		定隊		用別表	· 太 十七	け 象 (三の二)	金 額 「26」)	8		
	たの る所	玉	名	又	は	地	域:	名	2		外国男	子 会 (別表	十七(三の二	.) 「13」の	2 当 等 の 額 うち(6)の外国			
又 は 主		所			在			地	3		係会社又	控	除	け 象 三の二)	配 当 「15」のう	まれるもの) 等の額 (5)の外国法 (3) おもの)			
事			業		年	Ē.	J	夏(4)		_			jは、	4欄の	事業年度の	所律	导に対する	外
	外 国	税			種			Ħ	5				-	見額!	こ係る申	告書等を	添作	ナしていま [、]	す
	法	外	玉	注		人	税	額	6)	か。	に								_/
	人 税						F度又の の 金		7		に係る			(6	$) \times (13)$		14		
外月国金	国定	又会は社	ح	i 用		象 55)	金	額 1	15		外国	定は	会の社と	適	用 対 (5!	象 金 額 5)	24		
业融子会	「国関	対 象 数 当 :	た サ((無	46) の	うち(6)の外[型当等の 国法人税 のも の	の 1	16		金融子	国象関外	に該場へ	((46)	のうち(6)	る配当等の額 の外国法人税の まれるもの)			
社等以	等 会社	国する	控 ((除 対 47)の	† 象 うち(6	配 当)の外[等 の 国法人税 るもの	額 の]	17		会社等	係国 会関 社係	る			事業年度に			
外貨の		整	適	用	対	象 - (17)	金(晳	18		に係	調	整 (24)	別表	を使用 20) 「(しています	_ _ _ _ _ _ _ _		
部分対象	部	分 (別	適 表十	用 七(3	対 三の三	象 三)「		領」	19		る控除	金融			部分適(三の四)	用対象金額	28		
象外国	部分					部分課程 三) 「g	 脱対象金)」)	額 2	20		対象	個別	金融	子会社		寸象金額又は 果税対象金額 「11」)			
関係会社			(20		18) の 20) 18)	場合		2	21	%	外国法人				(27) の場 (29) (27)		30		%
に係る控			(20		18) Ø 20) 19)	場合		2	22	%	税額等		((29) >	・(27) の場 (29) (28)	易合	31		%
除対象			(6) ×	((21)又に	t (22))	2	23		か計算		(6)) × ((30)又は	(31))	32		
(12	:) と ((14)	のう	ち少れ	ないる	金額、	(20)) ح	23)	のうち少ない	金名	頁又は	(29)	と (32)のうち	少ない金額	33		
外具国法	前 増	額	又!	よ 減	額	前	の事	業		度又は連		吉 事	業年	三 度	Ø (33))の金額	34		
人 税 規	ا ځ									(33) ≧ (34) の場 (33) − (34)	_						35		
額が									((33) < (34) の場 (34) - (33)	合						36	(円)
課和		全名	等に	係る	控除	対象タ	卜 国法人			又は個別課税対 33) 又は(35))	象金	額等に	係る1	固別招	 陰 除 対 象 タ	小 国法人税額	37	(円)
		特定	4 外目	国関係	系会	社又(は対象	外	玉	関係会社に該	当っ	ナるも	のと	した	場合の	適用対象分	(額)	の計算	
所	得	計	算	上の	り 道	用	法	令 3	38	本邦法令・外国法令	-	控除	対	象	配当	等の額	47		
当其	男の利	益若	しく	は欠割	員の額	夏又は	所得金	額 3	39		減			A .1-			48	A	
	損金	の額	に算	入し	た法	人所行	导税の	額 4	10	【No.88】36 の当事業年		-				レートは、 2月を経過 [、]			
加								4	11	る電信売買 む事業年度									
								4	12	ている場合									
算								4	13		繰	越欠	損	金	の当期	控 除 額	52		
			小			計		4	14		な		法	人,		税の額	53		
減	益金	の額に	こ算入 	した	法人员	听得税 ———	の還付	額 4	15		当: な					ることと 税 の 額	54		
算	子会	—— : 社	から	受じ	 けるi	 配 当	等の領	額	16		適	用		対(50)	象	金額	55		

場	合の	果税対 Ͻ外国 <u>関する</u>	法人	から											事業年 又は連 事業年	結定		•		•	注	5人名) 別 表 十
外		国	法	人		Ø	名		称	1					本主発店た可	在	国	名	又	は	地	域	名	3				七
外	Œ	法	人	め	#	. 業	ŕ	T-	度	2		:	:		又るのは事所)	所			∤ E			地	4				十七三の
支	担	、義	務	催		定	1 5)		. '													,			計		七
支 :	公義	務確気	三口ま	ミで 0	り保	有 期 1	当 6																					
		済 株 :						-	7																			令三
-		: 株式						+		No.	.89]	57	欄は	է, 븰	4事業	年月	变中	コの	日付	とな	って	こいま	ナ	ر د ر				-
-		企业					頁 9	+	_																			四
<u> </u>						•	-	-																				•
	に 記る	係 る タ [(9) のう						,																				以
が	当場	算人の 当等の	付象と;																									後 終
金:		外国子:	(別表)	八(二) 当益金	「16」 ・不算) 人の対:	2																					於了
算 入·		となる類	(1)余金(の配当) — (1	等の	額	12	2																				事
		L 拉対象金				课税対1	象 13	(31) Ø	습計			(17)	O(1)			(17)	の②			(17)	の③						業年
企名							1																					度
((9) 又信	t (12)) る	£ (13)	のって		よい金額	-																					又
		(13) —	(14)			18	5																				は 連
(11) Ł	(15) Ø 差) う `	ち少ら		八金	頁 16	5										$\overline{}$	I M	o 1	VV 글	- - 44- /-	; #	~ ^☆	z ш Ұ.	h		連結
			15) —		·1		17	1					2				3	1				♥乗年 引して			通用され	<i>¥</i> U	\rightarrow	事
		E課税対 ₹金額	象金額	又は	間接物	特定個別	18	3 (別)	表十	-t:(=	の人)	「23」)	(22)	の(I)			(22)		(J) (J)	双飞	1欠/万		. V ' -	Б 9	/J ⁻ 0			業年度
<u> </u>		t (12)) à	L (18)	のうけ	ち少さ	よい金額	頂 19)																				度
		差		5			20)																				分
(11) L	(20) 0	18) —		to 1	八会 %	+	-																				
(11	, .	差		- J		· · · · · · · · ·	22						2				3											
_	損命	(算人配)	20) — 当以外((21) の外国	子会	社配当:		(円)					<u>(</u>			円)	(円)				
益金	係る	益金不算	₹入額 ×5%				23	3				1.77	`			,	`			1 37	`			, ,,				
不	損		4) ×59				24	([1])	(叮)	([1])	([1])				
算 入	金算		(16	5) + (2	21)		25	. (円)	(円)	(円)	(円)				
額の	入配	益益				入	asi .	1				円)	(円)	(円)	(円)				
計算	当	以外の	(24	1) + (2	25)		26	1				円)	(円)	(円)	,			円)			円	
			(14)	+ (19)			21	'									,										11	
(23)及て	ド (24) に (.係るタ	外国源 (14)-	₹泉秋 + (19	見等のを	頁 28	3 (円)	(円)	(円)	(円)				
	(1	0)又は((10) ×	(!	9)	<u>'</u>]		1							0/													
特	請と	ド権等	助案』	直接自	呆有	株式等	<i>€</i> Ø)	29							% 当 (別表	ŧ+t	期 二(三)	の二)	発 「26」、.	生 別表十一	額 ヒ(三の	30						
定		す割 合													<u>;</u>) ['	7]又	は別る	表十七	:(三の	四) 「9」)	333)	期		繰	越	額	
課税	事業年度	終年度又 :	は連糸	占事業	ĤŰ.	期 繰	越	額フ		ま 当	期	発 4	. 額	当	期		桦		除		額署		797	(31)	— (32)	趣	钡	
対		•							31								32								33			
象企		•	•																									
額		•	•																		+							
又 は		•	•																		+							
特		•	•																		+							
定		•	•																									
個別		•	•																		_							
課		•	•																		_							
税対		•	•																									
象		:	:																									
金額	L	:																										
御の		i	+																	_								
明	当	ļ	Ŋ	分	(30)	ı																						
細し		合	計																									

別表十七四

令 三 ・

兀

以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外	·関連	者に関	貫する!	明紀	細書			(事業年月 又は連続 事業年月	結	法人	名)
	名						尓	子 八 / /	Ť					
国	本た店る		名 又	l-	+ ++1		+		+					
	万る	在 —		右				IN OOLE WHEE	- <u>-</u> -	としの 取引 ぶよフ	#14 △	あきなさ スタイ	\mathcal{L}	TI.
外	主所	. 171		13			_	No.90 国外関連 外関連者の名称、		者との取引がある 国外関連者の直記				
71	主	た	る		事		美	─ び国外関連者との						
	従	業	員		の	荾	女	引には対価の授労	受力	がないものも含み	メます	- _。)。		
関	資本	金の	額又は	t 出	資金	定の智	頁		Т					
	特	殊の	関(系	の	区分	子 第	萨 該 当	í 第	第	該当	第		該当
連				保	=	7	ī	%	5		%			%
	株式	等の保	:有割合	· 被	支 係	R 7	i	%			%			%
者					 一の者 外関道			/0	Ή	IN 2 L				1
					等			%)			:年度に適用される :いますか。)	%
	直	事	業		年	E	复			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1, 0		_)
の	近	世 業	収益	マ	は 売	Fa	(E	百万円)) (百 万	可円)	(百	万	円)
	事	- A	·1/~ IIII. /	$\overline{}$	10 76		-1	百万円)) ((百万	ī 円)	(百	Fi	円)
名	業年			原	Ę	ſi	EG ()				, 11 /		/*	1, ,
П	度	営業	費用	郥	元 売 費 般 管	費及で	ŗ (百万円)		百万	7 円)	(百	万	円)
£l.	の営	224	عللد				(百万円)) ((百万	ī 円)	(百	万	円)
称	業収	営	業 		利		益	百万円)) ((百万	7 円)	(百	万	円)
	益	税引	前	当	期	利益	左							
等	等	利	益	剰	余	<u> </u>	È (百万円)		百 万	〕円)	百	ガ	円)
	100 100	Acn ングマ	ನ ್	1	受	Į	Ż	百万円	1		百万円			百万円
玉		卸 資買の		ШШ⊦	支		4		\perp					
外					算 定 受		文				百万円			百万円
88	役	務	提	供	<u>-</u> 支									
関	の	対	,	価	算定		_		+					
連	± п	K E '	- 次	- : tc	受	Ę	Ż	百万円	1		百万円			百万円
者	有別の	ド 固 : 使	定 資 用	産料	支	. İ			1					
					算定		_		+		百万円			百万円
と		形資		の	受 支	 才	文 /	= <i>7</i> /10			ы <i>л</i> П			
の	譲	渡の	対	価-	<u>×</u> 算 定		_		+					
TIE.					受		文	百万円]		百万円			百万円
取	無形	資産の	の使用	+	 支	 才			+			-		
引					算 定	方法	去		1					
状	貸付	金の利	制息又	は	受 支	 才	文 /	百万円 	<u> </u>		百万円	-		百万円
	借う	人 金(の利	息	<u>文</u> 算 定				+					
況				_	受		文	百万円	+		百万円			百万円
等					支				†					
					算 定	方	去							
事	前	確	認	の	有	- 4	Ħ.	有 ・ 無		有・無		有 · 無	-	

株

事 業 組織再編成に係る主要な事項の明細書 法人名 年 度 区 熊 様 組織再編成の日 分 被合併法人・合併法人・分割法人・分 割承継法人・現物出資法人(株式交付 合併・分割型分割(単独新設分割型分 提出対象法人の区分、 以外)·被現物出資法人(株式交付以 割以外)・単独新設分割型分割・分社 組織再編成の態様 1 外)・株式交付親会社・現物分配法人・ 型分割・中間型分割・現物出資(株式 及び組織再編成の日 被現物分配法人(適格現物分配)・株 交付以外)・株式交付・現物分配(株 式交換完全親法人・株式交換完全子法 式分配以外)・株式分配・株式交換・ 人・株式移転完全親法人・株式移転完 株式移転 全子法人 区 分 名 称 所 在 栅 合併法人・被合併法人・分割承継法人・ 分割法人・被現物出資法人・現物出資 相手方の区分、 法人(株式交付以外)·株式交付子会 名称及び所在地 社・被現物分配法人・現物分配法人・ 株式交換完全子法人・株式交換完全親 法人・株式移転完全子法人・株式移転 完全親法人 資産・負債の種類 価額等 株式交付にあっては左の算定根拠 移転した(又は 交付した)資産 又は負債の明細 資産・負債の種類 価額等 移転を受けた資産 又は負債の明細 適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項 適格 묶 (法第2条第 該当) 格 区 分 適 5 その他 株式の保有割合 組織再編成後 組織再編成前 % % 【No.5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。 % % 組織再編成前 組織再編成後 従業者の数7 人 人 組織再編成前の 主要事業等 継続 関連) 関 事 連 業 9 左の指標による規模の比較 事 業 規 模 売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業者の数・その他(組織再編成前の役職名 組織再編成後の役職名 氏 名 特定役員等の 11 役職名及び氏名 新株継続保有 氏名又は名称 旧株数 見込の有無 有・無 支配株主の 有・無 12 株式の保有状況 有・無 (合 計)

被合併法人等の発行済株式等の数

するなどの調整を行っていま

すか。

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

科 目	金 額	科目	金額
 (資産の部)	亚	(負債の部)	亚 俶
流重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		流動負債	
【No.24】別表王	エ(二)の 41 欄の記	支払手形	
載額と一致して 受 取 手 形	いますか。	買掛金	
——————————————————————————————————————	\	未払費用	
	á金、繰延税金資産	短期借入金	
(負債)等の金額 (負債)等の金額と一部	質は、別表五(一)の	未払法人税等	
住 掛 品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯 蔵 品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社	【No.108】貸借対照表
その他	\	退職給付引当金	と法人税申告書別表 五(一)の未払(未収)
貸倒引当金		役員退職引当金	消費税額等の合計額
		繰延税金負債	は、消費税及び地方消 費税の申告書第一表
固定資産		負 債 合 計	36欄の金額と一致し
有形固定資産		(純資産の部)	ていますか(各月ごと
建物		株主資本	に申告及び納付して いる法人の場合、その
建物付属設備		資 本 金	合計額に決算月の前
機械及び装置		資本剰余金	月分の納付(還付)税 額を調整した金額と
車輌及び運搬具		資本準備金	一致していますか。)。
土 地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営 業 権		○○○積立金	
投資その他の資産		別途積立	【No.11】自己株式を計上して
投資有価証券		繰越利益剰余	いる場合、その自己株式数を
長期貸付金		自己株式	別表二の1欄の内書に記載していますか。
前払年金費用		評価・換算差額等	しいまりか。 【№.19】貸借対照表に自己株
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	式を計上している場合、法令
		純資産合	第8条第1項第20号及び第21 号に掲げる金額を別表五(一)
資 産 合 計		負債及び純資産合	のⅡ「資本金等の額の計算に
			関する明細書」において減算

損益計算書 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

科目	金額
営業収益 売 上 高 営業費用 売 上 原 価 販売費及び一般管理費 営業利益	
営業外収益 営業外費用 支 払 利 息	
経 常 利 益	
特別利益 固定資産売却益	【No.97】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額 を別表四で加算していますか。
特別損失 有価証券評価損減損損失 減損損損 貸倒損失 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	【No.91】有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

株主資本等変動計算書

					株主	資本					評価・	換算差額	等		
			資本剰余金			利益	剰余金				その他			立に ↓//.	純資産
	資本金	資本	その他 資本	資本 剰余金	利益	その他を	利益剰余金	利益	自己株式	株主 資本 合計	有価証券 評価	繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計	新株 予約権	合計
		準備金	剰余金	利尔 亚 合計 	準備金	×× 積立金	繰越利益 剰余金	合計			差額金	1月1111			
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行											•				
剰余金の配当									-		】剰余金の配 の額と一致し			四の13	3)欄
当期純利益											.,,,		<u> </u>		
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高										_		-			

(株主資本等変動計算書に関する注記)

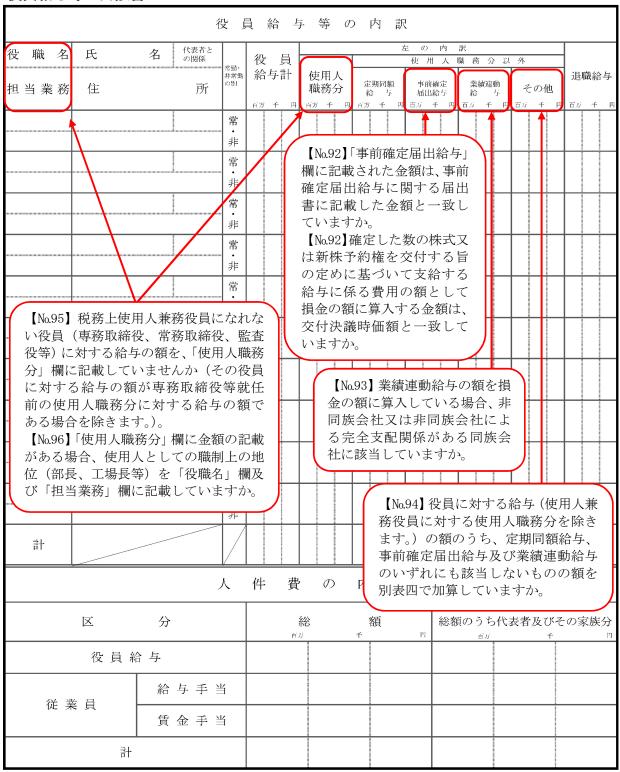
- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日

3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の 原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日

役員給与等の内訳書



- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください(他の役員についての記入順は任意)
 - 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を 記入してください。
 - 3.「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
 - 4.「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度 の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
 - 5.「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
 - 6.「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に 掲げる給与の金額を記入してください。
 - 7.「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
 - 8.「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、 工員等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。

G K O 3 O 4 第3-(1)号様式 年 B 翌年以降 送付不要 税務署長殿 連 番 믕 * 収受印、 整理番号 税 納税地 申告年月日 会和 (雷話番号 (フリガナ) 【No.107】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについ 又は屋号 て、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。 個人番号 【No.109】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税 又は法人番号 (フリガナ) 額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。 代表者氏名 表 又は氏名 中間申告 自 予例 令和 課税期間分の消費税及び地方 和 の場合の 兀 消費税の()申告書 至令和 対象期間 至 令和 年 -この申告書による消費税の税額の計算 割 賦 基 準 の 適 用 課税標準額1 В 【No.99】①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額があ 額 る場合、付表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれ 後 ぞれ 1,000 円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか (申告 控除過大調整税額 終 書第一表⑤欄又は付表2-1若しくは2-3⑪の各欄に記載がある 控除対象仕入税額 4 課 場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払 (5) 除 税 対価の額が加算されていますか。)。 期 税 貸倒れに係る税額 ⑥ 額控除税額小計 の法 (7)記 以 全額控除 分 控除不足還付税額 8 項 基準期間の 課税売上高 引 税 (②+③-⑦) (9) $0 \parallel 0$ 般 用 中間納付税 (10) 0 0 額 (1) 0 0 【No.98】電子申告義務がある法人(当 中間納付還寸税額 (12) 0 0 事業年度開始の時における資本金の この申告書 既確 定税額 (13) 額又は出資金の額が1億円を超える が修正由告 法人、相互会社、投資法人及び特定目 である場合 差引納付税額 (14) 0 0 的会社) の場合、消費税及び地方消費 産の譲渡 価の額 課税資等の対 (15) 還す 課税売上 税の申告書並びにこれらの申告書に 付る 資産の譲渡 16 合 を 金 添付すべきものとされている書類の |受 |融| この申告書による地方消費税の税額の計算 全てを電子申告により提出しようと 地方消費税 していますか。 控除不足還付税額 17 よ機ト となる消費 差引 税額 (18) 0 0 う関 譲| 還 と等郵便局名等 付 額 (19) 納 額 20 0 0 ※税務署整理欄 中間納付譲 度割賃 20 納付譲渡 割額 (22) 【No.106】⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、 1 中間納付還付譲渡割額 23 中間申告 11 回目分の記載漏れはありませんか。 この申告書 既 確 定 24 譲 渡 割 額 (電話番号 が修正申告 である場合 譲渡割 付額 25 【No.108】⑩欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払

内見が及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額 39=(1)+22)-(3)+12+13+(3)・修正申告の場 多が選付税額となる場合はマイナス「-」を付

消費税及び地方消費税の

(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及 び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還 付)税額を調整した金額と一致していますか。)。

G K O 6 O 1 第3-(2)号様式 課税標準額等の内訳書 改正法附則による税額の特例計算 納税地 軽減売上割合(10営業日) 附則38① (電話番号 (フリガナ) 附則38② 小売等軽減仕入割合 小売等軽減売上割合 附則39① 又は屋号 (フリガナ) 第二表 代表者氏名 又は氏名 中間申告 自 平成 令和 令 課税期間分の消費税及び地方 和 の場合の 消費税の()申告書 至 令和 対象期間 至 令和 年 + 課 標 額 1 0 0 0 ※申告書(第一表)の①欄へ 後 2 3 % 適用分 終 (3) 4 % 適用分 課税資産の 課 6.3 % 適用分 (4) 渡 等 0 税 対 価 の額 6.24% 適用分 (5) 期 計額 \mathcal{O} 合 7.8 % 適用分 6 (7)【No.104】 課税売上割合が 95%未満 であり、かつ、特定課税仕入れ(例 特定課税仕入れ (8) 6.3 % 適用分 えば、国外事業者が行うネット広 に係る支払対価 7.8 % 適用分 (9) 告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄 の額の合計額 (10) (注1) に特定課税仕入れに係る支払対価 の額を記載していますか。 消 税 (1) 表)の②欄へ ※申告書(第 (12) 3 % 適用分 4 % 適用分 (13) (14) ①の内訳 6.3 % 適用分 6.24% 適用分 (15) 7.8 % 適用分 16 対 価 に 係 ※申告書(第一表)の⑤欄へ 返 税 (17) 17 売上げの返還等対価に係る税額 18 內訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1) (19)(20) 地方消費税の 4 % 適用分 (21) 課税標準となる (22) 6.3 % 適用分 消費税額

6.24%及び7.8% 適 用 分

(注2)

⁽注1) ⑧~⑩及び⑩欖は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%末満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。 (注2) ⑳~尋欄が選付税額となる場合はマイナス「−亅を付してください。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

		課	税	期	間		· •	氏 名	又は名称			
Þ	₹.		3	分	[日 :	税率分小計	税 率 6.24 % i	9 用分	税 率 7.8 %	適用分	合 計	F
						X	D		Е		(X+D	
課	税	票準	額	1	(付表1-2	の①X欄の金額) F OO(円 000		円 000	※第二表の①欄へ	円 000
① (1)		その譲	渡等	1	(付表1-2:	の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
0	対	価の	額	1	(/ - : 1 o.	の①-2X欄の金額)					※第二表の⑩欄へ	
	宇定課系 る支払				(1) 4(1-2)	ソノエ)=2.A.情いソ金を観り	※①-2欄は、課税売上割合が		定課税仕入れがある事業者 ※第二表の⑨欄へ	のみ記載する。	衆第二次の映像へ	
消	費	 税	額		(付表1-2	の②X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑯欄へ		※第二表の⑪欄へ	
					(付表1-2	の③X欄の金額)	(付表2-1の③・@D欄の	合計金額)	(付表2-1の②・②E#	欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控隊	余過 大	調整和	党 額	3								
控	控除対	象仕入	税額	4)	(付表1-2	の④X欄の金額)	(付表2-1の@D欄の金8		(付表2-1の@E欄の		※第一表の④欄へ	
		等 対る 税		6	(付ま	6. 24/108、7. 8		、⑥X棉	闌は、付表 1	-260	A欄、B欄	
除	/ /	げの返		⑤	(付妻	C欄の貸倒れり 相当額の合計額				3/103、4/1	105, 6.3/108	3
	l*´	に係る課税仕		1 ⑤	(付え	【No.103】不課いて控除の対象	税又は非課税即		銭の貸付け	等) に係る	6貸倒れにつ	
税		還等	対 価	1	人	(・(怪)の別	* C U (V ; T !	. N/A³₀				
	貸倒れ	に係る	税額		《付表1-2	の⑥X欄の金額)					※第一表の⑥欄へ	
額		税 額 /. +⑤+⑥		7	(付表1-2	の⑦X欄の金額)					※第一表の⑦欄へ	
控修	余不足			8	(付表1-2	の⑧X欄の金額)	※①E欄へ		※①E欄へ			
差	引	税 (初 (7)	額	9	(付表1-2	の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ		※②E欄へ			
合	計差 (⑨-	引税	類	10							※マイナスの場合は ※ブラスの場合は第	
地帯方と消な		足還付	税額	11)	(付表1-2)	の①X欄の金額)			(⑧D欄と®E欄の合	計金額)		
曹税の誤税標額	差。	一税	額	12	(付表1-2	の⑫X欄の金額)			(®D欄と®E欄の合	計金額)		
合計	・差引地 ・差引地 ・標準とな	よる消費		(13)	(付表1-2	の⑬X欄の金額)			※第二妻の@欄へ		※マイナスの場合は第 ※プラスの場合は第一表 ※第二表の②欄へ	
譲渡	還	付	額	(4)	(付表1-2)	の⑭X欄の金額)			(⑪E欄×22/78)			
割額	納	税	額	15	(付表1-2	の⑤X欄の金額)			(②E欄×22/78)			
合言	十差 引		割額	(B)							※マイナスの場合は第一 ※プラスの場合は第一	

注意 1

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

		課	税期	間	• • ~		氏 名	又は名称	
	÷		Λ.	税 4	率 3 % 適 用 分	税 率 4 % 適	用分	税率 6.3 % 適 用 分	旧税率分小計 X
	<u> </u>		分		Α	В		С	(A+B+C)
課	114 H	票準	額 ①		円		円		円 ※付表1-1の①X欄へ 円
	税材	示 1円			000		000		000
① p	、税 資 ñ	雀の譲渡 価 の	等 1	※第二表	カ②欄へ	※第二表の③欄へ		※第二表の①欄へ	※付表1−1の①−IX棡へ
内特	定課程る支持	说仕入れ ム対価の	に 類 2	※①-2欄は	、課税売上割合が95%未満、かつ、4	- 寺定課税仕人れがある事業者のみ	記載する。	※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
消	費	税	額 ②	※第二表	の⑫欄へ	※第二表の③欄へ		※第二表の復欄へ	※付表1-1の②X欄へ
控隊	余過 大	調整税	額 ③	(付表2-2	の愛・劉A欄の合計金額)	(付表2-2の愛・愛B欄の合	計金額)	(付表2-2の愛・愛C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控	控除対	象仕入税	2額 ④	(付表2-2	の②A欄の金額)	(付表2-2の②B欄の金額)	_	(付表2-2の@C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
		等 対 る 税						欄、C欄の貸倒れる 3/108 相当額の合き	
除		げの返還 iに係る税			ますか。			金銭の貸付け等)に	
	内特定のよう	課税仕入	れ ⑤	※⑤-2欄6		力象としていま			
税		系る税							NACE IN THE STATE OF THE STATE
	貸倒れ	に係る税	額⑥						※付表1-1の⑥X欄へ
額		税 額 小 +⑤+⑥)	(7)						※付表1-1の⑦X欄へ
控隊	余不 足	還付税	額 (8)			※⑪B欄へ		※①C欄へ	※付表1-1の®X欄へ
	(⑦-(2-3)				W/Chro Ball		V (3 a III	N/1 to 1 / 2 - No
差	引 (②+(税 ③一⑦)	額 9			※ ⑫B欄へ		※②C欄へ	※付表1-1の③X欄へ
合	計 差	引 税							
	(9)-	-8)	10						
地推となる	控除不	足還付稅	注額 ⑪			(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)	※付表1-1の①X欄へ
税の課税標を指費税額	差	税	額 ①			(⑨B欄の金額)		(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計	標準とス	方消費税				※第二表の②欄へ		※第二表の②欄へ	※付表1-1の®X欄へ
譲	(12)-	-(II)				(①B欄×25/100)		(①C欄×17/63)	※付表1-1の@X欄へ
渡	還	付	額 4						
割額	納	税	額 15			(@B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑤X欄へ
合書	十差引	譲 渡 割	額 16						
	(15)	- (<u>i</u>))			-				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

² 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

		課	税	期	間	・・・ へ・・ 氏名又は名利	for			
		HVK	104	291	IH-J	税 率 6.24 % 適 用 分 税 率 7.8 % 適]		L	3 I.	С
Þ	₹			5	→	祝 卒 6.24 % 週 用 分 枕 卒 7.8 % 週 7	用分	合 (計 (A+B)	
						円 円	H	※第二表の①欄へ	,,	円
課	税	標	準	額	1	000	000	,		000
① 課 の	! 税 資 対	産 の価	譲渡の	等額	1	※第二表の⑤欄へ ※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ		
俘	定 課 る 支	税 払 対	入 れ 価 の	に額	① . 2	除①−2欄は、親投売上割合が95%未満、かつ、特定課程什人れがある事業者のみ気載する。 ※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑩欄へ		
消		·····································	ź	額	2	※第二表の⑤欄へ ※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑪欄へ		
控	除 過	大 調	整 税	額	3	付表2−3の⑤・⑥A欄の合計金額) (付表2−3の⑤・⑥B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ		
控	控除;	対象 仕	: 入 税	. 額	4	行表2-3の@A欄の金額) (行表2-3の@B欄の金額)		※第一表の①欄へ		
	返 遺に 係		 対 税	価額	5			※第二表の⑰欄へ		
除	⑤ 売 」	- げの	证温	s 445	5			WW		$\overline{}$
	の対位	田に 係	必る税	類	1	【No.103】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに6.24/108.7.8/110 相当類を記載して1			頁(税込額	(i) 0
税	内特がのう	田に係	る税 仕入 等対	額れ価	1	【No.103】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに 6.24/108、7.8/110相当額を記載してい 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭 いて控除の対象としていませんか。	ハます	か。 けけ等)に係		
	内特分の分に	版 に 係 三課 税 返 還	る税 仕入 サ税	額れ価額	5 2	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 †け等)に係		
	内のに質りを	田に係 主課税 返係 る	る 仕 税 る 順	額れ価額額	5 2	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 けけ等)に係		
税額	内 訳 貸 控 除 (()	m に 係 定 課 税 で 課 プ る れ に 係 税 者 ④+⑤-	る 仕 税 る 順 付 税 一入対 税 一小 税	額れ価額額計	5 - 2	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 †け等)に係		
税額	内 訳 貸 控 旅 (の)	に保税 課還る れに 係 税 名 4 + ⑤ - 足 足	る (仕) (対) (税) (税) (税) (税) (税) (税) (税) (税) (税)	額れ価額額計	5 - 2 6 7	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 けけ等)に係 ※第一表の①欄へ		
税 額 控 差 地方消波 地方消滅 対	内 訳 貸 控 尔 (⑦ 引 ②)	m に 保 係 に 課 還 に 課 還 こ 様 る の 係 を も で 選 し で 選 し で 選 で 選 で 選 で で 選 に か で 選 に か で 選 に か で 選 に か で こ 選 に か で こ 選 に か で こ 選 に か で こ 選 に か で こ 選 に か で こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	 (特) (本) (本)<th></th><th>5 2 6 7</th><th> 6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭</th><th>ハます</th><th>か。 けけ等) に係 ※第一表の①欄へ ※第一表の③欄へ</th><th>る貸倒れ</th><th>00</th>		5 2 6 7	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 けけ等) に係 ※第一表の①欄へ ※第一表の③欄へ	る貸倒れ	00
税 額 控 差 地方消費税の課	内 訳 貸 控 余 (⑦ 引 ②) 控 差	m に 課 還 に 課 還 に 税 も で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	、		5 - 2 6 7 8	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 けけ等) (こ係 ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ		につ 00 び参欄へ
税 額 控 差 地方消費税の課税標準となる消費税額	内 訳 貸 控 余 () 引 ② 控 差	m に 保 保 保 保 保 に 税 も も 是 2 一 で 選 こ で そ で で で で で で で で で で で で で	、		5 2 6 7 8	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	カン。 ナナ等) (こ何 ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の③欄へ ※ボー表の③肉欄へ ※ボー表の③肉欄へ		00
税 額 控 差 地方消費税の課税	内 訳 貸 控 余 () 引 ② 控 差	m に 課 還 に 課 還 に 税 も で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	、		5 2 6 7 8	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 けけ等) (こ係 ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の①欄へ ※第一表の③欄へ		につ 00 び参欄へ
税 額 控 差 地方消費税の課税標譲	内 訳 貸 控 涂 で 引 ②	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	、	 ・ へんのでは、 ・ これのでは、 ・ これのでは	- 1 (5) - 2 (6) (7) (8) (9)	6. 24/108、7. 8/110 相当額を記載している。 【No.103】不課税又は非課税取引(金銭	ハます	か。 けけ等)(こ例 ※第一表の①欄へ ※第一表の③欄へ ※第一表の③欄へ ※第一表の⑤欄へ ※第一表の⑤個へ ※第一表の⑥個へ ※第一表の⑥個へ ※第一表の⑥個へ		につ 00 び参欄へ

第4-(2)号様式 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の 【No.99】申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む (X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)の金額 のそれぞれ 1,000 円未満切捨て後の金額の合計額と一 課 税 期 間 致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-100 旧税 の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する 金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算 (付表)-2)(① 課 税 売 上 額 (税 抜 されていますか。)。 2 免 税 売 額 Ŀ 【No.100】非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する 非課税資産の輸出等の金 3 貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、そ 海外支店等へ移送した資産の西額 の金額を③F欄に記載していますか。 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+ (4) (3) 課税資産の譲渡等の対価の額(④の全額) 【No.101】⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5% に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子 非 課 税 売 F 額 6 の金額を含めていますか。 資産の譲渡等の対価の額(⑤+ (6) (7) 税 売 上 割 合 (4)) (8) %] (付表2-2の⑨X欄の金額) 課税仕入れに係る支払対価の額(税込 4) (⑨D欄×6.24/108) 課税仕入れに係る消費税額⑩ (付表2-2の⑪X欄の金額) ※①及び②欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 (11) 特定課税仕入れに係る支払対価 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 12 【No.105】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定 課税仕入れがある場合、①E欄は、①E欄の金額に 課税貨物に係る消費税額⑬ 7.8/100 を乗じた金額を記載していますか (又は、⑩X (付表2-欄は、付表2-2⑪C欄の金額に 6.3/100 を乗じた金 納税義務の免除を受けない(受け 額を記載していますか。)。 付表2-課税仕入れ等の税額の合計額 $(10+12+13\pm14)$ 課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 【No.102】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が 16 (⑮の金額) 95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費 課 5 課95 (付券2-2 ⑤のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑥ 税額を全額控除していませんか。 税億税% 売来 対 売円 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 応共通して要するもの 上満方 (付表2-2の¹⁹X欄の金額 個別対応方式により控除する 上超 割の 式 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 ⑬ $[1+(8\times4/7)]$ 高又合場一括比例配分方式により控除する課税仕入れ (付表2-2の額X欄の金額) (20) がはが合 等の税額 (⑤×④/⑦) 控の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) (付表2-2の20X欄の会額) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 (付表2-2の@X欄の金額) 居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 (23) 額整に供した(譲渡した)場合の加算額 (付表2-2の@X欄の金額) ※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ 除 対 象 仕 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+㉓〕がプラスの時 (付表2-2の25X欄の金額) ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③正欄へ 調 控 大 整 渦 税 貊 引 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時 (付表2-2の38X欄の公額) ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄~ 岱 倒回収に係る消費税額®

1 電流の計算においては、1日不満の増減を切り行くる。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。

[・] 即使性が返加さばはJROJののの場合に、FRA デンスペラー場がお客でFRA T つる。 ② 及びの場所には、銀引き、用足し、割引きなど仕入対側の返還等の金額がみる場合では入対側の返還等の金額を仕入金額から直接表類している場合を除く。Jには、その金額を接除した後の金額を記載する。

第4-(6)号様式

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-2

一 般 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 氏名又は名称 課税期間 税率3%適用分税率4%適用分税率6.3%適用分旧税率分小計X 項 目 С (A+B+C)В 1 課 税売上額(税抜 去 免 税 売 上 額 2 課税資産の輸出等の金額 (3) 海外支店等へ移送した資産の価額 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) 非 課 額 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) 税売上割合(④/⑦ 課 |課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (⑨A欄×3/103) (⑨B欄×4/105) (9C欄×6.3/108) ※付表2-1の@X欄へ 課税仕入れに係る消費税額 ※付表2-1の①X欄へ ※⑪及び②欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕人れがある事業者のみ記載する。 |特定課税仕入れに係る支払対価の額| ※付表2-1の①X欄へ |特定課税仕入れに係る消費税額||⑫ ※付表2-1の@X欄へ 課税貨物に係る消費税額 ※付表2-1の@X欄へ 納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) ことと な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ※付*表2=1の*f8X欄へ 課税仕入れ等の税額の合計額 (15) $(10+12+13\pm14)$ 課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 【No.102】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が 16 95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費 (⑮の金額) 課 5 課95 税額を全額控除していませんか。 個 ⑤のうち、課税売上げにのみ要するもの 税億税% ※付表2-1の30X欄へ (18) 応共通して要するもの 上満方式 個別対応方式により控除する課税 仕入れ 等の税 額 ※付表2-1の@X欄へ 上超割の $[17 + (18 \times 4 / 7)]$ 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ ※付表2-1の@X欄へ がはが合 等の税額 (⑮×④/⑦) ※付表2-1の②X欄へ 控の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ※付表2-1の②X欄へ 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 锐 居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 額整に供した(譲渡した)場合の加算額 ※付表1-2の④A欄へ ※付表1-2の④R欄へ ※付表1-2の④C欄へ ※付表2-1の②X欄へ 象 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+㉓]がプラスの時 ※付表1-2の③B欄へ ※付表1-2の③A欄へ ※付表1-2の③C欄へ ※付表2-1ののX欄へ 大 憨 調 貊 除過 税 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+㉓]がマイナスの時

※付表1-2の③A欄へ

(26)

※付表1-2の③B欄へ

※付表1-2の③C欄へ

※付表2-1の@X欄へ

貸 倒 回収に係る消費税額

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。 ④、⑦及び®のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書 【No.99】申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄 の金額のそれぞれ 1,000 円未満切捨て後の金額の合計 課 税期 間 額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2 税 - 3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相 項 Ħ 当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が 課 (税 1 税売上額 抜 加算されていますか。)。 (2) 税 売 E 貊 【No.100】非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 3 貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、そ 海外支店等へ移送した資産の 価 額 の金額を③C欄に記載していますか。 課税資産の譲渡等の対価の額(①+② + (3)) 課税資産の譲渡等の対価の額(④の食額) (5) 【No.101】⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5% に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子 税 額 6 の金額を含めていますか。 (6)) 資産の譲渡等の対価の額(⑤+ 課税売上割合(④/ 7) (8) Γ %] 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨ (①A欄×6.24/108) (⑨B欄×7.8/110) 課税仕入れに係る消費税額 (10) ※印及び認欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する 特定課税仕入れに係る支払対価の額 (①B欄×7.8/100) 12 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 課税貨物に係る消費税額 【No.104】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定 課税仕入れがある場合、②B欄は、①B欄の金額に 納税義務の免除を受けない (受ける) こととなった場合における消費税額 の調整 (加算又は減算)額 7.8/100を乗じた金額を記載していますか。 課税仕入れ等の税額の合計額 (10 + 12 + 13 + 14)課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 【No.102】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が (16) (⑮の金額) 95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費 課 5 課95 税額を全額控除していませんか。 ⑤のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑥ 税億税% 売未 対 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 売円 共 通 1 て 第 応共通して要するもの 上満方式 個別対応方式により控除する課税 仕入れ 等の税額 上超 割の $[17 + (18 \times 4 / 7)]$ 高又合場一括比例配分方式により控除する課税仕入れ (20) がはが合 等の税額 (⑮×④/⑦) 控の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 * 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 税 住用賃貸建物を課税賃貸用 (23) に供した(譲渡した)場合の加算額 ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の②B欄へ 対 象 仕 税 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+㉓]がプラスの時 ※付表1-3の③A欄へ ※付表1-3の③B欄へ 控 大 調 渦 整 引 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+㉓]がマイナスの時 ※付表1-3の③B欄へ ※付表1-3の③Λ欄へ 貸 倒回収に係る消費税額 26

¹ 金飯の計算においては、1円末海の腐骸を切り称でる。 2 ⑤及び労権には、他引き、利民し、親引が全ど化人対循の返還等の金額がある場合(化人対信の返還等の金額を化人金額から直接披摘している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。